

飯塚信用金庫

発行：2026年7月　飯塚信用金庫 業務部
〒820-8602　飯塚市本町11番42号
電話：0948-22-3300（代）
ホームページ https://www.shinkin.co.jp/iizuka/

いいしんディスクロージャー誌　2026　iiSHiN DISCLOSURE　飯塚信用金庫

いいしん

iiSHiN
いいしん　ディスクロージャー誌
DISCLOSURE 2026



このまちの見る夢が、
わたしの夢です。



概要

（2026年3月31日現在）

名称	飯塚信用金庫
所在地	福岡県飯塚市本町11番42号
設立	大正11年12月22日
自己資本	338億1千9百万円
出資金	4億4千6百万円
会員数	15,657名
店舗数	20店舗
役職員数	197名
営業地区	福岡県一円
自動機器設置台数	
自動入出金機（ATM）	40台

もくじ

ごあいさつ 02
直近の事業年度における事業の業績
・おもな業績 03
・地域経済活性化への取り組み 04
・中小企業の経営支援に関する取り組み 05
・2025年度 地域とのふれあい＆トピックス 06
金庫の概要及び組織に関する事項
・組織 09
・総代会 11
・当金庫の主要な事業の内容 13
・信金中央金庫のご案内 14
金庫の事業の運営に関する事項
・統合的リスク管理について 15
・コンプライアンス（法令等遵守）について 16
・利益相反管理方針の概要 17
・金融商品に係る勧誘方針 17
・信用金庫をご利用のお客さまへのご注意とお願い 17
・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針 18
・反社会的勢力に関する基本方針 18
・内部統制システムの運用状況 18
・当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 19
営業のご案内
・商品のご案内 21
・サービスのご案内 22
・手数料のご案内 23

資料編
Ⅰ. 金庫の主要な事業に関する事項
1. 最近5年間の主要な経営指標の推移 25
2. 主要な業務の状況を示す指標 25
3. 預金に関する指標 27
4. 貸出金に関する指標 27
5. 有価証券に関する指標 29
Ⅱ. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項 30
Ⅲ. 自己資本の充実の状況
1. 自己資本の構成に関する開示事項 39
2. 定量的な開示事項 40
3. 定性的な開示事項 47

当金庫のあゆみ 50
店舗・店舗外ATM 51



ごあいさつ



飯塚信用金庫
理事長
久保田　範昭

皆さまには、平素より飯塚信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年も「いいしん」のディスクロージャー誌「iishin DISCLOSURE 2026」を発刊いたしました。

ご高覧いただき、当金庫の経営内容や事業活動等について、ご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、国際政治を巡る様々なヘッドラインが市場の変動性を高める状況となり、地政学的リスクや関税政策・貿易動向の問題など、世界の政治・経済情勢は不確実性が高い状況となっています。

わが国の経済情勢は、地政学的リスク等景気を下押しする要因はありますが、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復基調が続き、日経平均株価も史上最高値を大幅に更新しました。しかし、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、人件費や原材料の上昇分を十分に販売価格に転嫁できず、利益を圧迫するリスクと同時に人手不足が事業運営に深刻な影響を与えています。こうした経営環境の悪化が続くものと思われ、変化に対応していく経営戦略が重要となります。

金融面では、日本銀行が今後も政策金利の引上げを続けていく可能性が高く、貸出金利息の増加より預金利息の増加が影響し、当面は預貸金収益は厳しい状況が続くものと考えられます。運用面では将来の安定収益確保のため、積極的な債券の入れ替えを行い、評価損の減少と利回り上昇に努めてきました。

全国的に貯蓄から投資への流れもあり、預金減少要素はありますが、今後も貸出金、運用の原資となる預金増強が重要課題と考えています。本店所在地である飯塚地区は、八木山バイパスの4車線化、JR飯塚駅の再開発等明るい材料も多く、新たに居住される方も増えています。既存のお客様は当然のこと、新たなお客様との接点を増やしていくことも大切であると考え、「価値ある接点の頻度」、「お客様を知る姿勢」、「レスポンスのスピード」、「提供する情報の質」を、改めて営業活動の基本として実践しています。接点は、単に回数を増やせばよいというものではなく、お客様への理解を深め、価値ある情報を提供することが大切です。今後も質の伴った接点の積み重ねを続け、お客様に一番近い金融機関であり続けたいと思っています。

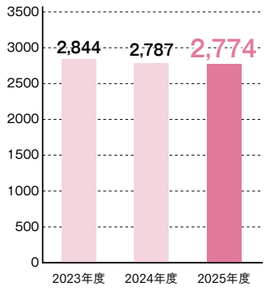
業容面では、相続預金の流出、地公体預金の高金利での入札を戦略的に避けたことによる定期預金の流出などにより、預金残高が前期から減少となりました。貸出金については、事業性融資を中心に増加しました。

2026年度は、日々の営業活動の基本を着実に積み重ね、引き続き「いいしん」らしいリレーションシップバンキングを深化させ、地域の皆様の成長・発展に資するよう運命共同体として持続的に役割を果たしてまいります。今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

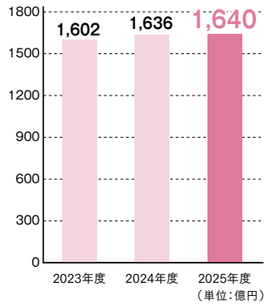
おもな業績

預金・貸出金

●預金積金（残高）



●貸出金（残高）



預金積金（残高）
2,774億円

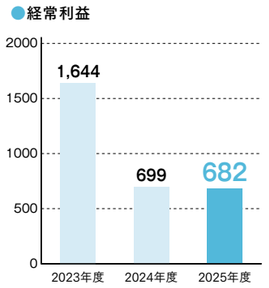
貸出金（残高）
1,640億円

業績面につきましては、預金積金において期末残高2,774億円（前年比減少額12億48百万円、減少率0.45％）、期中平均残高2,860億円（前年比減少額15億24百万円、減少率0.53％）となりました。

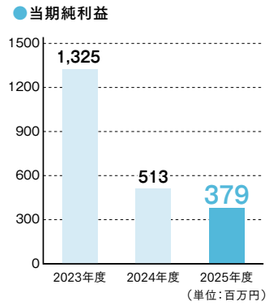
一方、貸出金においては、期末残高1,640億円（前年比増加額3億56百万円、増加率0.22％）、期中平均残高1,646億円（前年比増加額29億72百万円、増加率1.84％）と、期末残高・期中平均残高ともに増加となりました。

利　益

●経常利益



●当期純利益



経常利益
6億82百万円

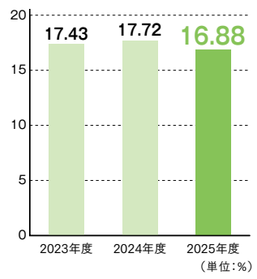
当期純利益
3億79百万円

収益面につきましては、経常利益6億82百万円（前年比減少額17百万円、減少率2.43％）。当期純利益3億79百万円（前年比減少額1億33百万円、減少率26.07％）を計上。

十分な利益を確保する事ができました。

自己資本比率

●自己資本比率



自己資本比率は、経営の安定性を示す最も重要な指標と言われ、国内基準では、4%以上を保つよう義務づけられています。

前年度は、17.72%、今年度において16.88%と基準を大幅に上回っており、高い健全性を維持しております。

自己資本比率
16.88%

自己資本額
338億19百万円

当金庫は、自己資本額の充実を経営方針に掲げ、収益の強化を図るため、資産の分散化でリスクゼロ資産から少しリスクのある資産での運用も増加させた結果、自己資本額は3億93百万円増加し、自己資本比率は前年度より0.84%減少しました。

今後とも、経営の健全性維持していくため収益力の強化に努め、自己資本の充実を図ってまいります。

地域経済活性化への取り組み

当金庫の理念（協同組織の特性）

当金庫は、福岡県一円を営業地域として、地元の中小企業者や住民の方が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをしています。

また、地域社会の一員として金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。『このまちの見る夢が、わたしの夢です。』は、当金庫のスローガンです。地域の夢、将来、全てを共有して発展していきたい。そういった思いをこの言葉に込め、今後も業務を進めてまいります。

（2026年3月31日現在）

お客さま／会員

預金積金

お客さまの預金について

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただいております。お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。

預金積金残高　277,452百万円

飯塚信用金庫

会員数
15,657人
出資金残高
446百万円
常勤役職員数
197人
店舗数
20店舗
店舗外ATM
14ヵ所

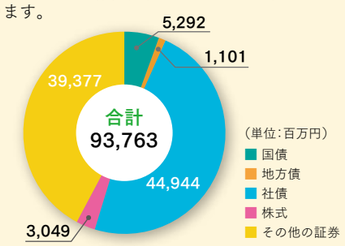
今期の決算について

当金庫は、積極的な融資推進、効率的な資金運用および経費節減に努めるなど経営の効率化を進めたことにより、業務純益742百万円、当期利益379百万円を計上することができました。自己資本比率は16.88％と国内基準を大きく上回っており、高い健全性を維持しております。

資金運用

貸出金以外の運用について

当金庫はお客さまのご預金を、ご融資による運用のほかに有価証券による運用も行っております。



貸出金

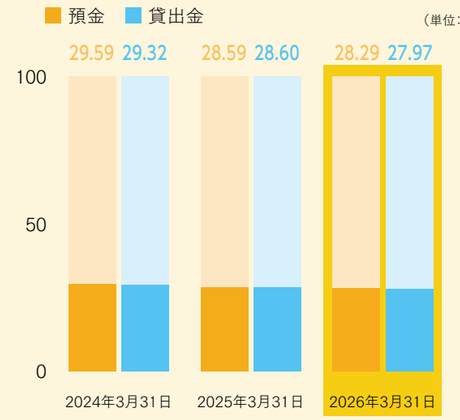
地域のお客さまへのご融資について

お客さまからお預けいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金の供給を行う形でお客さまや地域に還元しております。いいしんは、事業所先に対し設備資金に65,000百万円、運転資金に41,713百万円をご融資しております。

また、個人のお客さまには住宅ローン35,009百万円、消費者ローン6,698百万円をご融資しており、当金庫が積極的に地元への融資を行っていることを表しています。

貸出金残高　164,002百万円
預金積金に占める貸出金の割合
期間中平均 57.56%　**期末残高** 59.11%

預金貸出金のシェアー（飯塚地区）



お客さま／会員

中小企業の経営支援に関する取り組み

経営改善支援への取り組み状況

当金庫の経営改善支援は2004年度より実施しており、2012年11月には審査部内に企業支援グループを設置し、企業への訪問活動を通じて経営改善支援の強化を図っています。

2025年度は16先を経営改善支援先と定め、本部担当者と営業店と連携して企業訪問を実施し、課題解決のための支援を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症は収束しましたが、新たな問題として原材料費や人件費の高騰により業況の回復が遅れている企業に対しては、福岡県中小企業活性化協議会やふくおかサポート会議などの外部専門機関の支援も仰ぎ経営改善計画書の策定を行う等、経営改善のための支援を行いました。

経営改善支援等の取組み実績【 2025年4月 ～ 2026年3月 】

（単位：先数）

			期初債務者数	うち経営改善支援取組み先数				経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
			A	α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ	α／A	β／α	δ／α
正常先		①	1,874	0		0	0	0.0%		0.0%
要注意先	うちその他要注意先	②	392	9	0	7	6	2.3%	0.0%	66.7%
	うち要管理先	③	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
破綻懸念先		④	80	7	0	5	3	8.8%	0.0%	42.9%
実質破綻先		⑤	53	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
破綻先		⑥	18	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	小計（②～⑥の計）	⑦	543	16	0	12	9	2.9%	0.0%	56.3%
	合計（①+⑦）		2,417	16	0	12	9	0.7%	0.0%	56.3%

（注）
- ●期初債務者数及び債務者区分は2025年４月当初時点で整理
- ●債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ●βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
- ●期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
- ●期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理した。
- ●期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ●γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ●みなし正常先については正常先の債務者数に計上した。
- ●「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「ＲＣＣの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

（1）経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

＊お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

＊上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

＊経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

＊お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

＊事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

＊お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

（2）「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

項目	2025年度
新規に無保証で融資した件数	262件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.28%
保証契約を解除した件数	2件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件

2025年度 地域とのふれあい＆トピックス

①図書カード寄贈

飯塚市、嘉麻市、宮若市、桂川町の全小中学校51校及び公立図書館11館に総額354万円の図書カードを寄贈いたしました。
（33回目、累計額1億1,316万円）
2025年12月18日…嘉麻市、桂川町　12月19日…飯塚市、宮若市


飯塚市


宮若市


桂川町


嘉麻市

②寄贈及びボランティア活動

いいしんは、「飯塚国際車いすテニス大会」、「飯塚新人音楽コンクール」にも毎年寄贈させていただいております。
また、「飯塚国際車いすテニス大会」へは、当金庫若手職員15名がボランティアとして参加させていただきました。



③「いいづか子ども体験型キャリア教育事業」への協賛

当金庫は、飯塚市が2023年度から取り組んでいる「いいづか子ども体験型キャリア教育事業」に協賛しており今回で3年となりました。
当金庫からは、飯塚市役所穂波庁舎に設置している体験型学習プログラム施設「スチューデント・シティ」へ、企業ボランティアとして職員1名を派遣し、一般ボランティアの方々とともに円滑な運営へのサポートを行っています。







直近の事業年度における事業の業績

④いいしんふれあい旅行

当金庫で年金自動受け取りのお客さまを対象に「いいしんふれあい旅行」を実施しました。（10月27～29日）
好天にも恵まれ、39名の皆さまに沖縄を満喫していただきました。



⑤第8回しんきん合同商談会

2025年11月12日にマリンメッセ福岡にて、一般社団法人九州北部信用金庫協会と九州北部13信用金庫（当金庫含む）が主催する「第8回しんきん合同商談会」が開催されました。
出展企業は367社、来場者は5,246名といずれも前回を上回り、多くの商談が行われ盛況のうちに閉会いたしました。








⑥いいしん中心市街地清掃活動

2025年11月22日に役職員132名が参加し、第11回目となる「いいしん中心市街地清掃活動」を実施いたしました。





⑦いいしんロビーコンサート

2025年12月18日に「第14回いいしんロビーコンサート」を開催いたしました。
林ゆか様（ソプラノ）、岡直美様（ピアノ）の生演奏で、童謡や唱歌を中心に、懐かしく心に響く曲をお客さまにお届けいたしました。





⑧いいしん雛祭り

「第26回 いいづか雛のまつり」の開催にあわせ、本店営業部のロビーに雛人形を展示いたしました。休日には来場されたお客さまには雛飾りをバックに記念写真撮影のサービスや雛あられのプレゼントを行いました。また、本部玄関を「お茶会」の会場として開放し、お点前を楽しんでいただきました。（2026年2月）

⑨しんきん交通安全教室

九州北部信用金庫主催の「しんきん交通安全教室」を、2026年3月4日にいぎすれんげ幼稚園にて開催いたしました。




金庫の概要及び組織に関する事項

組織

役員の紹介

理事長	（代表理事）	久保田　範昭
常務理事	（代表理事）	井下　剛隆
常務理事	（代表理事）	吉柳　貴司
常勤理事		中野　雅司
常勤理事		瓜生　恭則
常勤理事		梶原　信一
理　　事		竹之内　髙司（注1）
常勤監事		斎藤　隆一
監　　事		中野　宏冶（注2）

（注1）理事 竹之内髙司は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事であります。
（注2）監事 中野宏冶は、信用金庫法第32条5項に規定する員外監事であります。
（2026年7月1日現在）

役員の状況

役員数

定款に定める理事数　8人以内

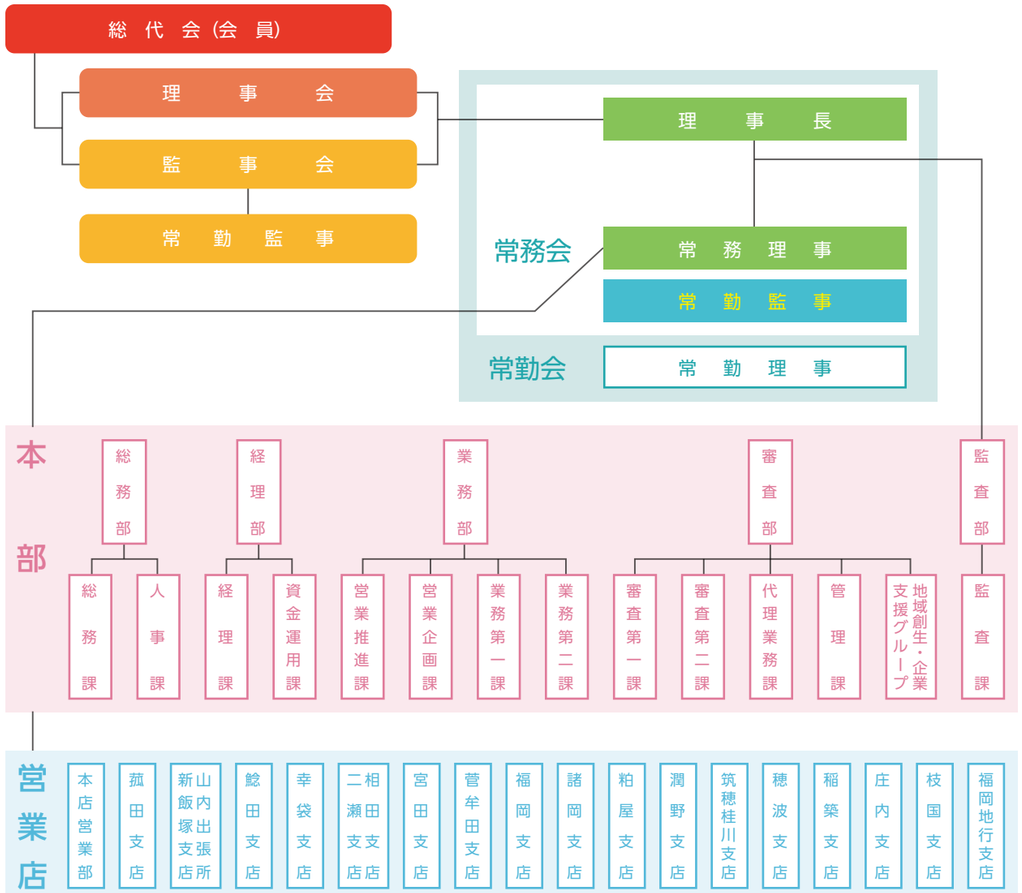
定款に定める監事数　2人

区分	2023年度末	2024年度末	2025年度末
理事（うち非常勤）	7人（1人）	7人（1人）	7人（1人）
監事（うち非常勤）	2人（1人）	2人（1人）	2人（1人）
合計	9人（2人）	9人（2人）	9人（2人）

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

組織図（2026年7月1日現在）



委員会組織図（2026年7月1日現在）



各種委員会の目的

経営環境の変化に伴い、飯塚信用金庫が処理すべき分野は年々拡大しており、各部各課並びに営業店における諸案件は、増大してきています。各種委員会は、これら諸問題に対し迅速に対応すべく、金庫横断的に各種委員会を設け問題解決を図ることを目的としています。

本部会

当金庫の各種課題や懸案事項について検討・協議し、健全経営の維持に資することを目的としています。

ALM委員会

経営環境の変化に伴い発生する金利変動リスク、流動性リスクなど種々のリスクを極力回避し、資金調達、運用の迅速化、最適化を図るべく、当金庫の資産、負債を総合的に管理することを目的としています。

金利小委員会

ALM委員会の下部組織として、金融市場見通しにもとづき、資金の調達・運用の適正化を図り、経営上必要な収益を確保することを目的としています。

コンプライアンス委員会

責任ある健全な業務運営を遂行するため、法令等遵守態勢の検討をおこない、金庫の健全な発展に資することを目的としています。

コンプライアンス担当者部会

コンプライアンス委員会の下部組織として、部課店毎に担当者を配置し、定期的に店内で研修会を実施するほか、チェックリストに基づいて日常における法令等遵守状況の管理を目的としています。

法務委員会

当金庫の業務活動が法的側面や庫内体制面において整合性のあるものかを検討し、法務リスクの主管部署としてのリーガルチェックの充実を図り、信用の維持確保を図ることを目的としています。

リスク管理委員会

当金庫の直面する全てのリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価することにより総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により、統合的なリスク管理を行っています。

賞罰委員会

当金庫就業規則第68条に基づき、職員の表彰または懲戒の公平を期すことを目的に理事長の諮問機関として設置されました。

危機管理対策委員会

水害・火災・地震等の災害、強盗やサイバーテロ等の犯罪、停電やコンピューターシステムの障害等の事故、風評リスクによる取り付け騒ぎが発生した場合にも業務を中断することなく、営業店窓口・渉外および事務部門において来店客を含む取引先へ向けたサービスを継続するための対策を行うことを目的としています。

情報保護管理委員会

「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、保有する個人情報を適切に取り扱うための管理態勢を金庫全体で統一的に行うことを目的としています。

規定検討委員会

金庫業務運営の健全性と効率性を確保するため各種諸規程等の整備促進を図ることを目的としています。

資産査定室

早期是正措置制度の運用上定めた資産の自己査定を適切かつ正確に行うため、理事長の諮問に応じると共に、資産査定についての意見を具申することを目的としています。

企業支援推進委員会

地域密着型金融を推進するため、取引先企業の育成支援、生産性の向上への助言を行い、取引顧客の資産形成を手助けすることを目的としています。

金庫の概要及び組織に関する事項

総代会

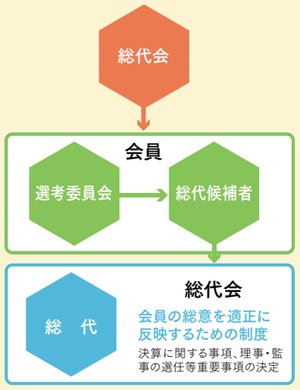
総代会制度について

当金庫は、「会員による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「相互繁栄」の精神を基本理念とした協同組織金融機関です。こうした協同組織金融機関である信用金庫の最高意思決定機関は総会となります。信用金庫の会員は出資口数に関係なく、ひとり1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することができます。しかし、当金庫においては、会員数が大変多く、総会の開催が事実上不可能なことから、総会に代えて会員の代表者からなる総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、会員ひとりひとりの意見を適正に反映できるよう、会員の中から選任された総代により運営されております。また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆さまをはじめとして、さまざまなお声を経営施策に反映させるように努めております。総代の選任や総代会の運営方法等につきましては、基本的事項は信用金庫法に、細則は当金庫の定款に定められております。そして、こうした事項の基本は「会員の自治」であります。

総代会制度

総代会は、会員ひとりひとりの意見を適正に反映するための、開かれた制度です。



❶改選期前年の通常総代会により、会員のうちから選考委員を選任する。

❷選任規程に基づき総代候補者を選考

❸理事長は、総代候補者氏名を店頭掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱。

総代とその選任方法

❶総代の任期・定数

●総代の任期は3年です。

●総代の定数は50人以上80人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

❷総代の選任区域

●当金庫の地区を7区の選任区域に分かち、総代の定数は会員数に応じて選任区域ごとに定めております。

❸総代の選任方法

●総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は「総代の資格基準」に基づき、次の手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選考する。

②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

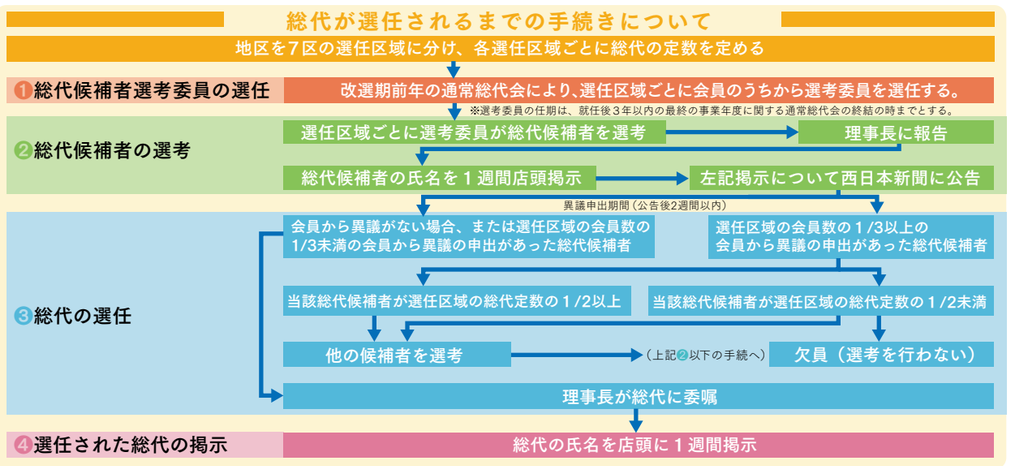
❹総代の資格基準

●当金庫の会員のうち ①総代としてふさわしい見識を有している者　②良識をもって正しい判断ができる者

③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者　④その他総代候補者選考委員が適格と認めた者

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を７区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める



第83期通常総代会の決議事項

第83期通常総代会（2026年6月26日）において、次の事項が付議され、いずれも原案通り承認可決されました。

報告事項　第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項　第1号議案：第83期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）剰余金処分案承認の件

第2号議案：定款第15条に基づく所在不明会員の除名の件

第3号議案：理事及び監事選任の件

第4号議案：役員退職慰労金贈呈の件



総代名簿

（2026 年 4 月 1 日現在）

区	地区名	定数	総代数	総代氏名（敬称略）（注）総代氏名後の丸数字は就任回数を表示しています。				
1	飯塚市（本町、西町、宮町、片島、飯塚、吉原町、徳前、東徳前、西徳前）	7	7	藤井　正喜④	石橋　誠也③	吉浦　裕二②	井上　雅之②	内藤　修也②
				古川　元紹①	室井　秀行①			
2	飯塚市（菰田東、菰田西、菰田、鶴三緒、堀池、忠隈、南尾、平恒、楽市、天道、太郎丸、椋本、久保白、高田、枝国、若菜、秋松、椿、安恒、津原、舎利蔵、弁分、小正）	11	11	三浦　修己⑥	林　幸治⑤	西尾　康雄⑤	竹本　健④	前田　恵理②
				平嶋　靖之②	栗原　公司②	松尾　政俊②	山下　勝①	東　圭一郎①
				加藤 謙太郎①				
3	飯塚市（新飯塚、立岩、新立岩、芳雄町、柏の森、下三緒、上三緒、川島、鯰田、勢田、鹿毛馬、佐與、口原、綱分、山倉、入水、高倉、筒野、赤坂、有安、有井、庄内元吉、大門、仁保、多田）	15	15	野見山　俊之⑤	瀧本　和徳⑤	古谷　文孝④	廣瀬　順次④	津田　信②
				阿部　敬次②	塩見　孝則②	中嶋　慎一郎②	上野　芳嗣②	平野　大輔②
				坂口　哲也①	畠中　五恵子①	深野　義弘①	赤間　秀樹①	谷口　正知①
4	飯塚市（幸袋、中、庄司、津島、柳橋、目尾、吉北、川津、横田、伊岐須、伊川、相田、大日寺、花瀬、潤野、明星寺、八木山、建花寺、蓮台寺）	15	14	佐藤　健二⑥	有吉　崇⑥	田中　裕幸⑤	濵　良一④	白山　勝也④
				小川　和男②	肘井　孝之②	山下　平②	藤田　保浩②	梅尾　裕一②
				髙城　無憂①	瓜生　正之①	野上　英敏①	木村　幸道①	
5	飯塚市（長尾、平塚、北古賀、阿恵、筑穂元吉、内野、桑曲、弥山、馬敷、山口、大分、内住）嘉麻市、田川市、桂川町、田川郡、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	11	11	黒木　盛幸⑤	髙木　和夫④	三宅　利夫④	金田　義幸④	佐藤　弘明④
				西山 泳三郎②	塚本　伝彦②	木本 功次郎②	辻田　光之①	大熊　将広①
				田村　勝己①				
6	宮若市、鞍手町、直方市、小竹町、中間市、宗像市、福津市、北九州市、遠賀郡	9	8	石橋　康宣⑧	的野　弘明④	塩川　剛敏③	吉村　修治②	松岡　信裕②
				塩川　拓司①	落合　重太①	石田　孝彰①		
7	福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、古賀市、太宰府市、小郡市、朝倉市、糟屋郡、那珂川市、朝倉郡、糸島市、久留米市、うきは市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、大牟田市、八女市、大刀洗町、広川町、大木町	12	12	林　覚乗⑥	倉田　省三④	石橋　充教④	岩井堂 政裕④	竹藤　彰茂③
				加藤　重信②	本多　敏昭②	藤　浩太郎②	渡邉　隆生①	牛尾　弘幸①
				野上　正嗣①	古田　武史①			
	合　計	80	78					

注）地区別、総代選任年月日順、年齢順に記載しております。

総代の属性等別構成比

総代「業種別」

業種別	人数	割合
卸売・小売業	22	28%
その他のサービス業	13	17%
建設業	12	15%
不動産業	7	9%
製造業	10	13%
医療・保健・福祉	3	4%
電気・ガス	4	5%
教育・学習支援	3	4%
個人その他	4	5%
合　計	78	100%

総代「年代別」

年代別	人数	割合
４０歳代	3	4%
５０歳代	16	21%
６０歳代	37	47%
７０歳代	22	28%
合　計	78	100%

総代「職業別」

職業別	人数	割合
法人役員	71	91%
個人事業主	6	8%
個　人	1	1%
合　計	78	100%

※構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しております。

金庫の概要及び組織に関する事項

当金庫の主要な事業の内容

❶預金及び定期積金の受入れ
❷資金の貸付け及び手形の割引
❸為替取引
❹上記❶～❸の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

(1) 債務の保証又は手形の引受け
(2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面の取次ぎ行為に限る。)
(3) 有価証券の貸付け
(4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
(6) 短期社債等の取得又は譲渡
(7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人農林漁業信用基金
農業信用基金協会
漁業信用基金協会
独立行政法人中小企業基盤整備機構
日本酒造組合中央会
一般社団法人しんきん保証基金
公益財団法人不動産流通推進センター
(8) 次に掲げる者の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ　金庫(信用金庫及び信金中央金庫)
(9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(11) 振替業
(12) 両替
(13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
(14) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
(15) 金の取扱い

❺国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記❹により行う業務を除く。)
❻法律により信用金庫が営むことのできる業務

(1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
(2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
(3) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
(5) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
(6) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集

信金中央金庫のご案内

信金中央金庫(略称:信金中金)は信用金庫のセントラルバンクです。

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。
さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。
また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。

信金中金の機能

①「地域の課題を解決する機能」
②「信用金庫のセントラルバンク機能」
③「機関投資家としての機能」
という3つの機能を有しています。

1 地域の課題を解決する機能

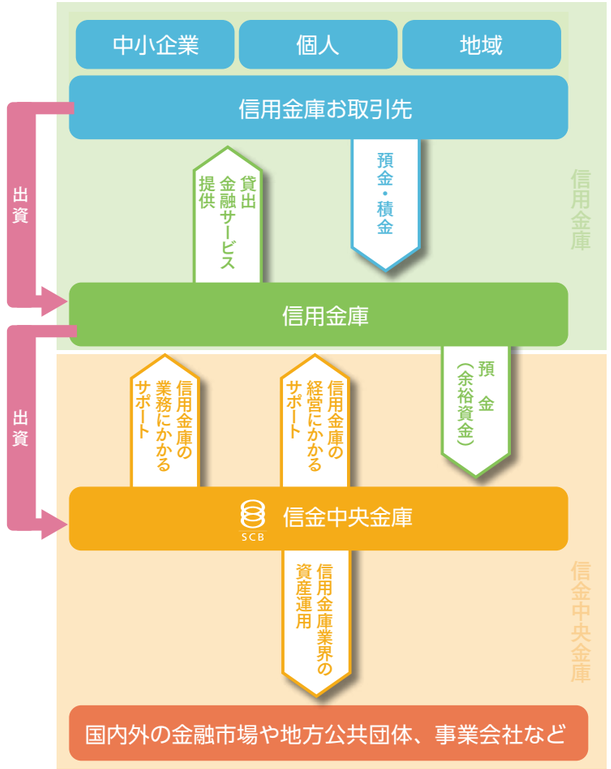
信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

2 信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

3 機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ＥＳＧ投融資等を推進しています。



【信用金庫】

金庫数	254金庫
預金量	161兆円

店舗数	7,054店舗
役職員数	95,599人

【信金中金】

資金量	30兆円
拠点数	
国内	14拠点
海外	5拠点

役職員数	1,324人

(2026年3月末現在)

クローバーしんきんグループの活動

『クローバーしんきんグループ』は、福岡・筑豊地区の4金庫(飯塚・遠賀・田川・福岡)を構成メンバーとして、平成22年6月1日に発足しました。
私たちは、加盟各金庫の独自性を尊重しつつ、相互の連携を深めていくことにより、場合によっては、1金庫ではなしえない総合的金融サービスをも提供させていただき、地域の経済、社会に貢献することを目指しています。

CLOVER SHINKIN GROUP

シンボルマーク
豊穣の象徴である四つ葉のクローバーと幸運の象徴であるてんとう虫で、4つの信用金庫とその連携・協力を表現。

金庫の事業の運営に関する事項

統合的リスク管理について

金庫経営や金融技術が複雑かつ高度化する環境においては、自己責任原則のもとで、金融機関の様々なリスクを管理することが重要となります。

当金庫は、信頼性の高い健全な経営を確立するために最も重要な経営課題のひとつとして位置付け、平成20年9月に「統合的リスク管理基本方針」を制定し、リスク管理委員会が中心となって適切な管理体制の構築に努めています。

1.信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

信用リスクについては、自己査定の債務者区分および分類結果等にもとづいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させることとしています。

2.市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクであり、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクが含まれます。

当金庫は、リスクを適正に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲内に収めるとともに、リスクの管理と配分による適切な収益の確保を目指しております。

3.流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクのことをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを確保しております。

4.オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、不適切な内部手続き・人的要因・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生ずる損失に関するリスクであり、事務・システム・法務・人的・有形資産・風評リスクを含む広義の概念です。

①事務リスク管理

金融機関の業務が、多様化・専門化することに伴い、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導をはかるとともに、事務連絡会等を経て、厳正な事務管理に努めています。

②システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューター・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことです。金融機関にとってのシステムの安定稼動は社会的責務といっても過言ではありません。

当金庫では、万一の災害時においてもコンピューター・システムが安定稼動するようにバックアップシステムを確立しています。また、危機管理計画書を作成し、組織として万全の対応ができるよう取り組んでおります。

③法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規定等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

法務リスク管理は、当金庫の経営方針、飯塚信用金庫行動綱領等に則り、リスクを適切に把握、管理しコンプライアンス態勢の構築を図るよう努めています。

④人的リスク管理

人的リスクとは、人事運営上の評価等に関する不公平やセクシャルハラスメント等に関する差別的行為により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、人事リスク管理能力を向上させるためセクシャルハラスメント等の研修・教育を行い、「人事相談窓口」を設置する等、円滑な業務運営を果たすための体制の整備に努めています。

⑤有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害等の事象から建物・什器設備等の資産の毀損や、業務運営環境の質の低下等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

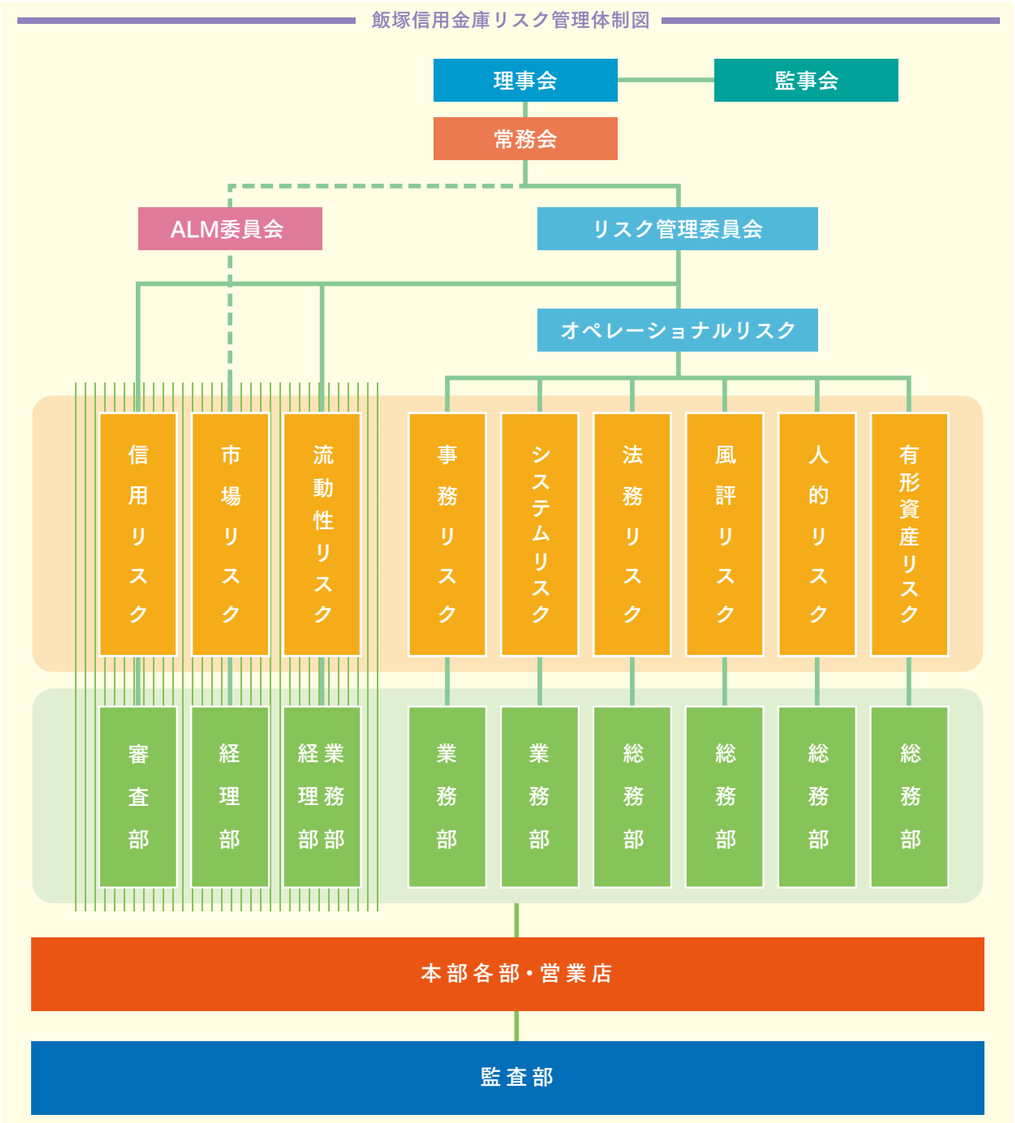
当金庫は定期的に有形資産の点検・管理を実施し、災害等が発生した際に被るリスクを極力低減できるよう取り組んでおります。

⑥風評リスク管理

風評リスクとは、金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性等金融機関の評判を形成する内容が劣化し、または事実とは相違する風聞等により、顧客から見て金融機関への安心度、親密度が損なわれ、金融機関への評判が低下するリスクをいいます。

当金庫は、風評リスクに対する管理部署を具体的に設置し、不断にモニタリングを行い、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる事項について、相互に協力して情報を収集・分析し風評リスクの管理を徹底するよう努めています。

飯塚信用金庫リスク管理体制図



コンプライアンス（法令等遵守）について

法令等および規定の遵守については、当金庫では経営の最重要課題として位置付け、コンプライアンス委員会にて、平成13年4月に制定した「飯塚信用金庫倫理綱領」について、近年のCSR（企業の社会的責任）への取組みに関する社会的関心の高まりや、顧客情報の適正な保護および顧客説明態勢の整備等が強く要請されていることを受け、平成18年2月に「飯塚信用金庫行動綱領」へと改定し、全役職員にこれらを含む携帯用の「服務規程」を配布して周知徹底を図っています。また、コンプライアンス委員会の下部組織であるコンプライアンス担当者部会を組織し、毎期の法令等遵守にかかる具体的な実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、実行することでコンプライアンスマインドの高揚を図っております。

金庫の事業の運営に関する事項

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、より一層お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

Ⅰ.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

Ⅱ.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

❶当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

❷当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

❸当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

（2）❶から❸のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

Ⅲ.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

❶対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

❷対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

❸対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

❹対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて 、お客さまに適切に開示する方法

Ⅳ.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

Ⅴ.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

Ⅰ.当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。

Ⅱ.金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

Ⅲ.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

Ⅳ.当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

Ⅴ.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

信用金庫をご利用のお客さまへのご注意とお願い

●「金融犯罪の撲滅」について

飯塚信用金庫は、「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」に基づき、振り込め詐欺等の特殊詐欺やインターネットを不正に利用した犯罪など、預金口座を不正に利用した金融犯罪の撲滅に向けて、銀行等が取り組む有効な対策について関係者間で協議をいたしました。その結果、「ニセ電話詐欺撲滅対策」に向けて窓口対応等の強化をいたしております。ご協力をお願いいたします。



❶65歳以上で 500万円以上の現金持ち帰りは全件通報
法人名義口座や頻繁に高額取引のある既把握の人物等、特段の理由があるものを除き原則として警察に全件通報を行います。

❷65歳以上で200万円以上500万円未満の払い出し希望者には、アンケートシートを利用した聞き取りを実施
法人名義口座や頻繁に高額取引のある既把握の人物等、特段の理由があるものを除き原則としてアンケートシートを利用した聞き取りを実施し、不審点を発見した際は警察へ通報を行います。

❸防犯チェックシート（高額現金支払い時確認シート）の活用等
防犯チェックシートの活用、および各種防犯活動を行います。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

飯塚信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

❶運営方針
当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。
また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めて基本方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

❷管理態勢
当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は業務部とし、業務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

❸リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

❹顧客の管理方針
適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

❺疑わしい取引の届出
営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

❻資産凍結の措置
テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

❼役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

❽実効性の検証
マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である業務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

❾顧客からの理解促進
顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

飯塚信用金庫の役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

❶当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当請求に対しては断固として拒絶します。
❷当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
❸当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
❹当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
❺当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

内部統制システムの運用状況

2007年6月に、理事の職務執行が法令および定款に適合した適正なものとなるよう信用金庫法第36条第5項第5号および同施行規則第23条に基づき「内部管理基本方針」を定め、この「内部管理基本方針」に従い、「統合的リスク管理規程」によるリスク管理を行っております。

2025年度においては、理事会（14回）、監事会（13回）、リスク管理委員会（3回）などを定期的に開催いたしました。
また、「内部監査規程」に基づく内部監査の実施、法令等の遵守を徹底するため法務委員会（3回）、「コンプライアンス委員会規程」およびコンプライアンスプログラムに基づくコンプライアンス委員会会議（5回）、職員部門別指導研修（7回）などを実施いたしました。

金庫の事業の運営に関する事項

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

❶苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
❷事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
❸苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

飯塚信用金庫 総務部

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

住　　所	飯塚市本町11番42号		
電話番号	0948-22-3300	F A X	0948-24-7642
受付時間	9:00～17:00（当金庫営業日）		
受付媒体	電話、FAX、手紙、面談		

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

❹当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記「総務部」にご相談ください。

	名　　称	全国しんきん相談所 [一般社団法人全国信用金庫協会]	九州北部地区しんきん相談所 [一般社団法人九州北部信用金庫協会]
[しんきん相談所]	住　　所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目10-4 第二博多偕成ビル3階
	電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
	受付日時	月～金（土曜日、日曜日、祝祭日その他信用金庫の休業日は除く） 9：00～17：00	月～金（土曜日、日曜日、祝祭日その他信用金庫の休業日は除く） 9：00～12:00 ／ 13:00～17：00
	受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

❺福岡県弁護士会のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫「総務部」または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

	名　　称	天神法律相談センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
[福岡県弁護士会仲裁センター等]	住　　所	〒810-0001 福岡市中央区天神3-4-8 天神重松ビル2階	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 （北九州弁護士会館内）	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 （筑後弁護士会館内）
	電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
	電話受付時間	月～金　9:00～19:00 土、日、祝日　9:00～13:00	月～金　9：00～12：00 13：00～17：00	月～金　9：00～17：00

	名　　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
[東京弁護士会等]	住　　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3		
	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
	受付日時	平日　9：30～12：00 13：00～16：00	平日　10：00～12：00 13：00～16：00	平日　9：30～12：00 13：00～17：00

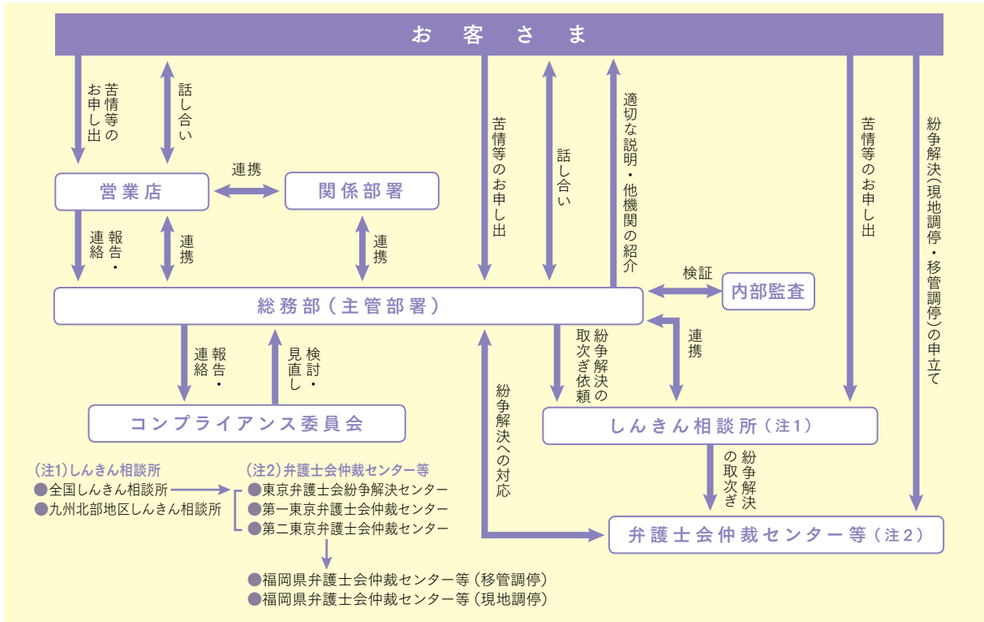
❻東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または、当金庫「総務部」にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（https://www.shinkin.co.jp/iizuka/）をご覧ください。

（1）現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、福岡県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、福岡県弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

❼当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

①営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
②苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
③苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
④お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
⑤紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
⑥お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
⑦苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
⑧苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
⑨お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
⑩苦情等への取組体制



※詳しくは左ページの❹および❺をご参照ください。

営業のご案内

商品のご案内

預金	
当座預金	企業の資金管理に便利な、決済専用の預金口座です。
普通預金	自由に出し入れできる、便利な預金口座です。キャッシュカードや各種サービスと連携できます。
総合口座	普通預金に、定期預金や自動融資をまとめて利用できる便利な口座です。万が一の残高不足時も自動で立て替え、支払をサポートします。
スーパー定期	まとまった資金を安心して運用できる定期預金です。預入期間に応じて安定した利息が受け取れます。
いいしん スーパー定期21	6カ月据置後は引き出しが自由にできる定期預金で、お預入期間に応じて半年複利で利息計算されます。
大口定期預金	お預け入れ金額1,000万円からの定期預金です。預入期間に応じて安定した利息が受け取れます。
年金優遇定期	当金庫で年金をお受け取りいただいているお客さま限定の金利優遇商品です。
定期積金	毎月一定額を積み立て、計画的に貯蓄できる預金です。期間満了時にまとまった資金を受け取れます。

※上記のほか、無利息型普通預金、納税準備預金、変動金利定期預金など様々な預金をご用意しております。

融資	
一般貸出	運転資金から設備資金までお客さまの資金ニーズに応じてご利用いただける商品です。
マイカーローン	免許の取得からマイカー購入、修理・車検費用等にご利用いただけます。
教育ローン	幼稚園から大学までの入学金、授業料、学校施設費、下宿代、教科書代等にご利用いただけます。
住宅ローン	住宅の新築、増改築、土地購入、マンション購入等のマイホーム資金または住宅資金の借換えにご利用いただけます。
フリーローン	お使いみち自由の便利なローンです。旅行・車など幅広い資金ニーズに対応できる商品です。
カードローン	お使いみち自由で、必要なときに借入できるカードローンです。ATMで手軽に利用できる商品です。

※上記のほか、お使いみちに応じた各種目的型ローンなどを取り揃えております。保証会社が保証する商品には、融資利息のほかに保証料が必要となります。お申し込みの際には、お客さまの目的にあった商品をお選びください。

保険・共済	
医療保険	病気やケガの入院・手術に備える保険です。公的保険（健康保険）で不足しがちな費用をしっかりサポート。万が一のときも安心して治療に専念できます。
定期保険	一定期間の万が一のときにご家族の生活を守るためのシンプルな保険です。必要な保障を手頃な保険料で確保できます。
終身保険	一生涯の保障が続く、貯蓄性も兼ね備えた保険です。家族への備えや将来の資金づくりにも活用できます。
がん保険	がんと診断されたときの治療費をサポートする保険です。診断一時金で早期の経済負担を軽減でき、治療に専念できる環境づくりをお手伝いします。
住宅ローン関連 長期火災保険	住宅ローン期間中の火災リスクに備える長期火災保険です。火災・落雷・風災などの被害をしっかり補償します。
債務返済 支援保険	病気やけがで働けなくなった場合のローン返済をサポートする保険です。返済負担を軽減し、家計への影響を抑えます。
団体傷害 保険制度	日常生活での思わぬケガに備えるシニア向けの傷害保険です。手頃な保険料で、転倒・交通事故など幅広いケガを補償します。
共済	中小企業者向けの、万が一のケガの備え、企業の福利厚生の充実化を支援する安心の共済制度です。手頃な掛金で必要な補償を確保できます。

証券業務	
投資信託	投資信託は、少額から幅広い資産に分散投資できる仕組みです。運用は専門家が行うため、手間をかけずに資産形成が進められます。
個人向け国債	個人向け国債は、国が発行する安全性の高い商品です。1万円から購入でき、大切な資産を安定的に運用したい方に適しています。

個別商品や各種サービスの詳細な内容は、当金庫ホームページに掲載いたしておりますので、そちらをご覧ください。
※当金庫ホームページアドレス https://www.shinkin.co.jp/iizuka/

サービスのご案内

種類	内容
コンビニATMとの連携	セブン銀行およびローソン銀行で、飯塚信用金庫キャッシュカード・ローンカードがご利用いただけます。 ※法人カードはローソン銀行ATMでのみご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	信用金庫のキャッシュカードなら、全国の信用金庫ATMで入出金が無料でご利用いただけます。 ※平日8：45～18：00の入出金、土曜9：00～14：00の出金 ※対象とならないATMが一部ございます。
デビットカードサービス	J-Debitの加盟店でのお支払いに、現金の代わりにお手持ちのキャッシュカードがご利用できるサービスです。
Bank Pay/ことら送金	Bank Payは「コード決済」や「ことら送金」が、ご利用いただける金融機関共通のスマートフォンアプリです。 「ことら送金」は10万円までの個人宛送金がお得にご利用いただけるサービスです。
スマホ決済サービスとの連携	当金庫ではお客さまの利便性向上のため、各種スマートフォン決済サービスとの連携（口座連携）を進めております。
個人向け インターネットバンキング	残高照会やお振込みが、パソコンやスマートフォンからいつでも簡単にお取引できます。 画面の案内に沿って操作できるので、初めての方も安心してご利用いただけます。
法人向け インターネットバンキング	電子証明書を利用したよりセキュリティの高いインターネットバンキングサービスです。 総合振込など複数のお振込みデータを一度のお手続きでご依頼いただけます。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用し、資金決済を行うサービスです。 「電子記録債権」は手形に代わる安全性の高い電子的な債権管理サービスで、発生から決済までを一元管理できます。
Pay-easy	税金、公共料金、電話料金などをインターネットバンキングを利用し、パソコンやスマートフォンからお支払いいただけるサービスです。 ※ペイジーマークのある納付書等に限ります。
ATM税公金収納サービス	全国統一規格のQRコードが記載された税金等納付書について、ATMでお支払いいただけるサービスです。（営業店ATMでご利用できます。）
投信インターネットサービス	営業店窓口に行かず、自宅やオフィス等からパソコン、スマートフォンで投資信託の取引・照会ができるサービスです。 ※個人の方（未成年者を除きます）のみお申し込みいただけます。
貸金庫	地震や火災・洪水等の自然災害による紛失や、「空き巣」による盗難などのリスクから、お客さまの大切な財産をお守りいたします。
夜間金庫	お店の売上金などを当金庫の営業時間終了後に夜間金庫に投入いただき、翌営業日にご指定の口座にご入金いたします。
スポーツ振興くじ （toto）払戻し	Jリーグが主催するプロサッカーの試合を対象とする「toto」の払戻しを行っております。 ※取扱店：本店・福岡支店・諸岡支店・粕屋支店
自動振替サービス	電気・電話・ガス・水道などの公共料金や各種の税金、社会保険料、授業料、各種クレジットなどの支払をご指定の口座から自動振替いたします。

手数料のご案内（2026年7月1日現在）

おもな手数料

手数料には消費税を含みます。

種　類	種　別			手数料	
				会員外	会　員
振込手数料	他行宛	電信扱	3万円未満	550円	330円
			3万円以上	770円	550円
		文書扱	3万円未満	440円	220円
			3万円以上	660円	440円
	本支店宛	電信扱	3万円未満	220円	無料
			3万円以上	440円	無料
	同一店宛		3万円未満	110円	無料
			3万円以上	330円	無料
ATM振込 為替自動送金 ホームバンキング ファームバンキング インターネットバンキング	他行宛		3万円未満	440円	220円
			3万円以上	660円	440円
	本支店宛		3万円未満	110円	無料
			3万円以上	330円	無料
	同一店宛		3万円未満	無料	無料
			3万円以上	無料	無料
自振ファイリング（自動振込）	同一店宛		3万円未満	無料	無料
			3万円以上	無料	無料
月間手数料	ホームバンキング月間手数料			1,100円	
	ファームバンキング月間手数料			1,100円	
	法人インタ-ネットバンキング月間手数料			1,100円	
	インタ-ネットバンキング月間手数料			無料	
契約料	為替自動送金契約料			1,100円	
	自振ファイリング契約料			1,100円	
その他手数料	不渡手形返却料	1枚あたり		1,100円	1,000円
	取立手形組戻料	1枚あたり		660円	
	取立手形店頭呈示料	1枚あたり		660円	
	送金・振込の組戻し料	1枚あたり		660円	
代金取立手数料	電子交換所			440円	
個別取立手数料	通帳等の取立や、電子交換不能なもの			1,100円	
でんさい	でんさいサービス利用手数料			別途一覧表	
	でんさい基本料金				
入金手数料	手形・小切手（他店券）入金手数料	1枚あたり		440円	
	大量硬貨入金手数料			別途一覧表	
口座開設手数料	後見支援預金口座開設手数料			33,000円	
	破産管財人口座等開設手数料			11,000円	
夜間金庫	月間使用料			2,750円	2,200円
	入金帳代（1冊）			1,100円	
貸金庫利用手数料（1年間分）	特大			16,500円	
	大			13,200円	
	中			9,900円	
	小			6,600円	
貸金庫利用手数料（1年間分）福岡地行支店	特大			23,760円	
	大			17,820円	
	中			15,180円	
	小			11,880円	
カード発行手数料	カードローン発行手数料			550円	
	ICキャッシュカード発行手数料			1,100円	1,000円
再発行手数料	キャッシュカード			1,100円	1,000円
	カードローンカード			1,100円	1,000円
	通帳再発行			1,100円	1,000円
その他手数料	両替手数料			別途一覧表	
	デビットカード加盟店月間手数料			1,100円	
自動機	ATM利用手数料			別途一覧表	
取引履歴発行手数料	1枚			25円	
融資証明書発行	1通			11,000円	10,000円
利息証明書発行	1通			550円	500円
残高証明書発行	1通			330円	300円
返済予定表再発行	1通			550円	500円
印鑑証明書発行	1通			660円	600円
資格証明書発行	1通			660円	600円
違約手数料（繰上返済手数料）	「繰上げ返済に関する確認書」徴求先 繰上げ返済時に徴求			繰上返済を行う残元金 ×所定手数料率	
住宅ローン	全額繰り上げ返済	借入日から3年以内		5,500円	5,000円
	全額繰り上げ返済	3年超5年以内		5,500円	5,000円
	全額繰り上げ返済	5年超7年以内		5,500円	5,000円
	全額繰り上げ返済	7年超		5,500円	5,000円
	一部繰上げ返済			5,500円	5,000円
	条件変更返済			5,500円	5,000円
	確定日付料			700円	
不動産担保徴求を伴う融資	不動産担保取扱手数料（1件当たり）	新規設定登記		33,000円	
		追加設定登記（出来上がり追加除く）		11,000円	
		極度額変更登記		11,000円	

両替手数料

手数料には消費税を含みます。

1.両替機手数料

両替後のお取扱枚数	手数料
1枚~49枚	無料
50枚~500枚	100円
501枚~1,000枚	200円
1,001枚~1,600枚	300円

※枚数には両替後のつり銭も含みます。

2.窓口での両替手数料

お取扱枚数	手数料
1枚~49枚	無料
50枚~200枚	110円
201枚~1,000枚	220円~990円 （100枚毎に110円加算）
1,001枚~2,000枚	1,100円
2,001枚以上	1,650円~ （1,000枚毎に550円加算）

※お取扱枚数は持ち込み、持ち帰りの何れか多い枚数とします。
※同一金種の新券への両替は無料です。

3.窓口での金種指定お支払の手数料

お取扱枚数	手数料
1枚~49枚	無料
50枚~500枚	330円
501枚~1,000枚	550円
1,001枚以上	1,100円
2,001枚以上	1,650円~ （1,000枚毎に550円加算）

※窓口での現金によるご預金のお引出しに際しまして金種を指定される場合については、お取引枚数に応じて金種指定支払手数料をいただきます。
※お取引枚数につきましては、「引き出し枚数から万円券の枚数を除いた枚数」とさせていただきます。
※金種指定の払戻請求書が複数となる場合は、全てのお引出しにおいて指定された金種の合計枚数をお取引枚数とさせていただきます。

大量硬貨入金手数料

手数料には消費税を含みます。

お取扱枚数	手数料
500枚以下	無料
501枚～1,000枚	330円
1,001枚～2,000枚	660円
2,001枚以上	以降1,000枚ごとに330円ずつ加算 例）2,001枚：　990円 3,000枚：　990円 3,001枚：1,320円

1. 寄付金、募金、義援金口座への入金または振込みは除きます。
2. 依頼書・伝票を複数に分けて依頼する場合など、実質的に同一の取引については、合計枚数での手数料とします。
3. 同一日に複数回依頼する場合は、合計枚数での手数料とします。
4. 店舗外で預かる場合も同様の取扱いとなります。

ATM利用手数料

手数料には消費税を含みます。

			入　金		出　金	
			カード	通帳	カード	通帳
当金庫	平日	AM8:00～PM9:00	無料	無料	無料	無料
	土曜日	AM8:00～PM9:00	無料	無料	無料	無料
	日曜祝日	AM8:00～PM9:00	無料	無料	無料	無料
他信用金庫	平日	AM8:00～AM8:45	110 円	110 円	110 円	110 円
		AM8:45～PM6:00	無料	無料	無料	無料
		PM6:00～PM9:00	110 円	110 円	110 円	110 円
	土曜日	AM8:00～AM9:00	110 円	110 円	110 円	110 円
		AM9:00～PM2:00	無料	無料	無料	無料
		PM2:00～PM9:00	110 円	110 円	110 円	110 円
	日曜祝日	AM8:00～PM9:00	110 円	110 円	110 円	110 円
提携金融機関	平日	AM8:00～AM8:45	220 円	—	220 円	—
		AM8:45～PM6:00	110 円	—	110 円	—
		PM6:00～PM9:00	220 円	—	220 円	—
	土曜日	AM8:00～AM8:45	220 円	—	220 円	—
		AM8:45～PM2:00	110 円	—	110 円	—
		PM2:00～PM5:00	220 円	—	220 円	—
	日曜祝日	AM8:00～PM5:00	220 円	—	220 円	—
ゆうちょ銀行	平日	AM8:00～AM8:45	220 円	—	220 円	—
		AM8:45～PM6:00	110 円	—	110 円	—
		PM6:00～PM9:00	220 円（注）	—	220 円	—
	土曜日	AM9:00～PM2:00	—	—	110 円	—
		PM2:00～PM5:00	—	—	220 円	—
	日曜祝日	AM9:00～PM5:00	—	—	220 円	—
キャッシング	平日	AM8:00～PM6:00	—	—	無料	—
		PM6:00～PM9:00	—	—	110 円	—
	土曜日	AM9:00～PM2:00	—	—	無料	—
		PM2:00～PM9:00	—	—	110 円	—
	日曜祝日	AM9:00～PM9:00	—	—	110 円	—

（注）入金はPM7:00まで

しんきん電子記録債権サービス（でんさいサービス）利用手数料

手数料には消費税を含みます。

種類	取引内容	手数料金額		
月額基本料金	債務者兼債権者	※新規お申し込みから１年間は無料です。（１年経過後に債務者として利用を開始された場合に利用開始月の翌月から月額基本料が発生します。） ※法人 IB 契約者の方は無料です。		1,100 円
	債権者のみ			無料
発生記録	債務者請求方式 ※約束手形の振出と同じ	PC	自金庫宛	330 円
			他行宛	660 円
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
	債権者請求方式 ※為替手形の振出と同じ	PC	自金庫宛	330 円
			他行宛	660 円
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
譲渡記録（割引含む）	分割なし ※手形の裏書譲渡と同じ	PC	自金庫宛	330 円
			他行宛	660 円
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
	分割あり ※手形の裏書譲渡と同じ	PC	自金庫宛	330 円
			他行宛	660 円
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
開示	通常開示	PC		無料
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
	特例開示	書面		2,750 円
	残高開示 （都度発行）	書面		3,850 円
	残高開示 （定例発行）	書面		1,650 円
保証記録	譲渡記録を伴わない単独保証	PC		220 円
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
変更記録	発生記録以外の記録がされていない電子記録債権の変更記録請求の場合	PC		220 円
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
	発生記録以外の記録がされている電子記録債権の変更記録請求の場合	書面		1,650 円
支払等記録	口座間送金決済以外	PC		220 円
		（窓口）書面代行 （新規お申し込みから１年間は無料）		1,100 円
支払不能情報照会	利用者等からの照会	書面		2,750 円
訂正・回復	発生記録以外の記録がされていない場合	PC		無料
	発生記録以外の記録がされている場合	書面		無料
	訂正内容が複雑なもの	—		作業実費
支払不能事由の通知の訂正	支払不能登録の登録前	PC		無料
	支払不能登録の登録後	書面		無料
支払不能事由の通知の取消		書面		無料

Ⅰ. 金庫の主要な事業に関する事項

1. 最近5年間の主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益 （千円）	5,044,193	4,773,501	5,345,269	5,488,862	7,522,091
経常利益 （千円）	1,884,449	1,499,113	1,644,463	699,192	682,186
当期純利益 （千円）	1,404,645	1,228,147	1,325,517	513,577	379,688
出資総額 （百万円）	474	466	460	453	446
出資総口数 （千口）	948	933	920	907	892
純資産額 （百万円）	29,413	27,850	29,869	27,761	28,940
総資産額 （百万円）	309,843	317,692	315,759	310,786	308,091
預金積金残高 （百万円）	278,391	288,063	284,402	278,700	277,452
貸出金残高 （百万円）	156,566	156,317	160,256	163,646	164,002
有価証券残高 （百万円）	105,737	106,646	104,453	98,642	93,763
自己資本比率 （%）	16.99	17.31	17.43	17.72	16.88
出資配当金 （千円）	37,781	27,837	27,475	27,179	26,754
出資に対する配当金（出資1口当たり） （円）	40	30	30	30	30
出資配当率 （%）	8	6	6	6	6
役員数 （人）	9	8	9	9	9
うち常勤役員数 （人）	7	6	7	7	7
職員数 （人）	189	192	184	186	190
会員数 （人）	16,090	15,968	15,880	15,810	15,657

（注）自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

2. 主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
資金運用収支	4,720,461	6,473,528
資金運用収益	4,902,268	7,055,629
資金調達費用	181,806	582,101
役務取引等収支	△ 33,644	△ 15,087
役務取引等収益	293,224	317,481
役務取引等費用	326,869	332,568
その他業務収支	△ 1,263,736	△ 3,125,909
その他の業務収益	195,572	78,637
その他の業務費用	1,459,309	3,204,546
業務粗利益	3,423,081	3,332,532
業務粗利益率（%）	1.08	1.05

（注）1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
業務純益	905,785	742,263
実質業務純益	928,070	788,924
コア業務純益	2,177,083	3,959,523
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	1,589,445	1,503,440

（注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

	平均残高		利息		利回り	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	316,300	314,863	4,902	7,055	1.54	2.24
うち貸出金	161,701	164,673	2,592	2,867	1.60	1.74
うち預け金	44,777	45,060	123	224	0.27	0.49
うち有価証券	108,359	103,678	2,159	3,931	1.99	3.79
資金調達勘定	288,116	286,402	181	582	0.06	0.20
うち預金積金	287,613	286,089	179	580	0.06	0.20
うち借用金	455	266	1	0	0.30	0.26

（注）1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（2024年度　1,756百万円、2025年度　1,808百万円）を資金調達勘定は、金銭信託等運用見合額の平均残高（2024年度、2025年度は該当ございません。）及び利息（2024年度、2025年度は該当ございません。）を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

（単位：%）

	2024 年度	2025 年度
資金運用利回	1.54	2.24
資金調達原価率	0.92	1.09
総資金利鞘	0.62	1.15

受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	17,300	340,937	358,238	△ 44,847	2,192,403	2,147,556
うち貸出金	84,822	5,582	90,405	47,663	227,148	274,811
うち預け金	△ 9,407	56,263	46,855	783	99,448	100,231
うち有価証券	△ 58,114	279,091	220,977	△ 93,293	1,865,807	1,772,514
支払利息	△ 1,124	129,069	127,944	△ 1,532	401,838	400,306
うち預金積金	△ 784	128,646	127,861	△ 953	401,958	401,004
うち借用金	△ 340	423	82	△ 578	△ 119	△ 698

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利益率

（単位：%）

	2024 年度	2025 年度
総資産経常利益率	0.21	0.21
総資産当期純利益率	0.15	0.11

（注）総資産経常（当期純）利益率＝ 経常（当期純）利益 ／ 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 ×100

Ⅰ. 金庫の主要な事業に関する事項

3. 預金に関する指標

預金積金の平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
流動性預金	153,068	151,803
うち有利息預金	135,249	134,488
定期性預金	133,582	133,327
うち固定金利定期預金	129,577	125,576
うち変動金利定期預金	134	4,191
その他	962	958
合計	287,613	286,089

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。
4. 譲渡性預金は該当ございません。

定期預金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
定期性預金	130,251	129,187
うち固定金利定期預金	127,919	124,278
うち変動金利定期預金	2,332	4,908
その他	－	－

4. 貸出金に関する指標

貸出金平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
手形貸付	6,012	5,629
証書貸付	149,597	152,881
当座貸越	5,799	5,957
割引手形	292	204
合計	161,701	164,673

（注）国内業務部門と国際業務区分の区別はしておりません。

貸出金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
貸出金	163,646	164,002
固定金利	91,835	84,935
変動金利	71,811	79,066

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	746	708
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	64,426	66,801
その他	—	—
小計	65,172	67,510
保証協会・保険	31,320	30,440
保証	11,343	11,982
信用	55,809	54,068
合計	163,646	164,002

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証協会・保険	—	—
保証	157	83
信用	—	—
合計	157	83

貸出金使途別残高

（単位：百万円、％）

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	63,745	55.32	67,675	58.51
運転資金	51,480	44.67	47,980	41.48
合計	115,225	100.00	115,656	100.00

貸出金業種別内訳

（単位：先、百万円、％）

業種区分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	156	9,695	5.92	147	9,098	5.54
農業、林業	18	351	0.21	19	412	0.25
漁業	1	4	0.00	1	4	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	0.00	1	2	0.00
建設業	482	9,913	6.05	470	9,074	5.53
電気・ガス・熱供給・水道業	19	4,719	2.88	16	4,438	2.70
情報通信業	11	384	0.23	9	317	0.19
運輸業、郵便業	60	1,984	1.21	60	1,906	1.16
卸売業、小売業	379	9,260	5.65	349	8,888	5.41
金融業、保険業	31	10,051	6.14	29	10,007	6.10
不動産業	272	39,347	24.04	283	43,222	26.35
物品賃貸業	5	411	0.25	5	388	0.23
学術研究、専門、技術サービス業	49	1,035	0.63	48	1,278	0.77
宿泊業	7	2,988	1.82	8	2,850	1.73
飲食業	253	2,169	1.32	236	1,938	1.18
生活関連サービス業、娯楽業	132	4,910	3.00	127	4,778	2.91
教育、学習支援業	16	514	0.31	17	488	0.29
医療、福祉	123	4,170	2.54	120	4,101	2.50
その他のサービス業	293	5,689	3.47	285	5,846	3.56
小　計	2,308	107,606	65.75	2,230	109,043	66.48
国・地方公共団体等	12	9,168	5.60	12	8,065	4.91
個人	7,437	46,871	28.64	7,355	46,892	28.59
合　計	9,757	163,646	100.00	9,597	164,002	100.00

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率

（単位：％）

	2024年度	2025年度
期末預貸率	58.71	59.11
期中平均預貸率	56.22	57.56

（注）1. 預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

Ⅰ. 金庫の主要な事業に関する事項

5. 有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

（単位：百万円）

2024年度	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定めが無いもの	合計
国債	—	198	—	7,538	—	7,737
地方債	299	404	567	739	—	2,011
社債	2,189	13,492	16,031	13,690	2,540	47,943
株式	—	—	—	—	1,745	1,745
外国証券	400	6,775	8,206	10,109	—	25,492
その他の証券	—	439	468	3,215	9,588	13,711
合計	2,889	21,309	25,273	35,294	13,874	98,642

2025年度	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定めが無いもの	合計
国債	—	194	189	4,907	—	5,292
地方債	300	100	542	158	—	1,101
社債	1,993	17,246	11,803	11,265	2,634	44,944
株式	—	—	—	—	3,049	3,049
外国証券	1,048	6,940	8,715	7,097	—	23,801
その他の証券	52	751	202	4,661	9,907	15,575
合計	3,395	25,233	21,453	28,091	15,590	93,763

有価証券平均残高

（単位：百万円）

		2024年度	2025年度
国債	売買目的	—	—
	満期保有目的	—	—
	その他の目的	11,391	8,387
	小計	11,391	8,387
地方債	売買目的	—	—
	満期保有目的	—	—
	その他の目的	2,810	1,637
	小計	2,810	1,637
社債	売買目的	—	—
	満期保有目的	—	—
	その他の目的	52,411	50,506
	小計	52,411	50,506
株式	売買目的	—	—
	満期保有目的	—	—
	その他の目的	1,265	1,807
	小計	1,265	1,807
外国証券	売買目的	—	—
	満期保有目的	4,334	4,414
	その他の目的	22,769	22,119
	小計	27,103	26,533
その他証券	売買目的	—	—
	満期保有目的	—	—
	その他の目的	13,376	14,806
	小計	13,376	14,806
合計	売買目的	—	—
	満期保有目的	4,334	4,414
	その他の目的	104,024	99,263
	合計	108,359	103,678

預証率

（単位：%）

	2024年度	2025年度
期末預証率	35.39	33.79
期中平均預証率	37.67	36.23

（注）1．預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$ ×100

2．国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

Ⅱ. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表

（単位：百万円）

（資産の部）	2024年度	2025年度
現金	2,601	2,029
預け金	40,204	42,666
買入金銭債権	21	10
有価証券	98,642	93,763
国債	7,737	5,292
地方債	2,011	1,101
社債	47,943	44,944
株式	1,745	3,049
その他の証券	39,204	39,376
貸出金	163,646	164,002
割引手形	195	156
手形貸付	5,535	4,991
証書貸付	151,848	152,887
当座貸越	6,065	5,966
その他資産	2,012	2,216
未決済為替貸	111	38
信金中金出資金	1,435	1,435
未収収益	415	703
その他の資産	51	39
有形固定資産	2,865	2,833
建物	473	428
土地	2,077	2,048
リース資産	7	11
建設仮勘定	4	82
その他の有形固定資産	303	262
無形固定資産	40	37
ソフトウェア	40	37
電話加入権	0	0
前払年金費用	142	172
繰延税金資産	2,457	2,125
債務保証見返	157	83
貸倒引当金	△ 2,005	△ 1,849
（うち個別貸倒引当金）	（△ 1,861）	（△ 1,659）
資産の部合計	310,786	308,091

（負債の部）	2024年度	2025年度
預金積金	278,700	277,452
当座預金	3,614	3,731
普通預金	136,355	136,494
貯蓄預金	2,491	2,406
通知預金	106	163
定期預金	130,251	129,187
定期積金	3,796	3,359
その他の預金	2,085	2,110
借用金	3,297	177
借入金	3,297	177
その他負債	571	1,119
未決済為替借	120	62
未払費用	171	351
給付補塡備金	0	2
未払法人税等	48	116
前受収益	78	68
払戻未済金	6	7
職員預り金	47	44
リース債務	7	12
その他の負債	88	453
賞与引当金	71	75
役員賞与引当金	27	27
役員退職慰労引当金	103	127
睡眠預金払戻損失引当金	9	9
偶発損失引当金	86	77
債務保証	157	83
負債の部合計	283,025	279,151
（純資産の部）	2024年度	2025年度
出資金	453	446
普通出資金	453	446
利益剰余金	32,857	33,210
利益準備金	457	452
その他の利益剰余金	32,400	32,757
特別積立金	31,750	32,250
（うち経営安定積立金）	（2,000）	（2,000）
当期未処分剰余金	650	507
処分未済持分	△ 1	0
会員勘定合計	33,310	33,656
その他有価証券評価差額金	△ 5,548	△ 4,716
評価・換算差額等合計	△ 5,548	△ 4,716
純資産の部合計	27,761	28,940
負債及び純資産の部合計	310,786	308,091

II. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　2年～50年　　その他　　2年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証　による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てております。

また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別の債権ごとに担保・保証等による回収見込額を控除したうえで、合理的に見積もられた将来のキャッシュ・フローにより回収可能な部分を除いた残額を予想損失額とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に係る債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先、及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に係る債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要に応じて将来見込み等の修正を加えて決定した予想損失率により計上しております。

すべての貸出金等債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込み額として債権額から直接減額しており、その金額は413百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
10-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2025年3月分）　0.1880%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金37百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
15. （重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 貸借対照表に計上した金額

貸倒引当金　1,849百万円

(2) 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①見積り金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表　注7.」に記載しております。また、当金庫は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分の判定に反映し、貸倒引当金を計上しております。

②見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は21百万円です。
17. 有形固定資産の減価償却累計額3,777百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,010百万円
危険債権額	3,069百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	351百万円
合計額	5,432百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は156百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	預け金	13,200百万円
	有価証券	194百万円
担保資産に対応する債務	預金	886百万円
	借用金	177百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金23百万円が含まれております。

22.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は100百万円であります。

23. 出資1口当たりの純資産額32,441円39銭
24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主として事業地区内のお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会、理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。

ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、常務会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、資金運 用規程に従い行われております。

このうち、経理部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状　況などをモニタリングしております。

これらの情報は経理部を通じ、常務会及びＡＬＭ委員会において定期的に報告されております。

II. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、6,701百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（1）預け金	42,666	40,755	△1,910
（2）有価証券	93,690	93,521	△ 168
満期保有目的の債券	4,393	4,224	△ 168
その他有価証券	89,296	89,296	—
（3）貸出金　(*1)	164,002	—	—
貸倒引当金　(*2)	△ 1,849	—	—
	162,152	160,408	△1,744
金融資産計	298,508	294,685	△3,822
（1）預金積金	277,452	277,631	179
（2）借用金	177	177	0
金融負債計	277,629	277,809	179

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フロ―の見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロ―を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式　(*1)	21
信金中金出資金 (*1)	1,435
組合出資金　(*2)	52
合計	1,508

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金　(*1)	11,480	10,200	900	6,100
有価証券	3,350	26,151	23,452	32,836
満期保有目的の債券	550	200	2,650	1,000
その他有価証券のうち満期があるもの	2,800	25,951	20,802	31,836
貸出金　(*2)	20,220	46,260	31,557	57,258
合計	35,050	82,611	55,909	96,194

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金　(*1)	239,677	26,804	—	52
借用金	120	57	—	—
合計	239,797	26,861	—	52

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
預金積金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。
これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。
以下28.まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	1,348	1,455	106
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	3,044	2,769	△ 274
合計		4,393	4,224	△ 168

その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	2,720	1,698	1,021
	債　券	611	596	14
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	611	596	14
	その他	9,965	9,241	724
	小計	13,297	11,537	1,760
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	307	366	△ 58
	債　券	50,726	56,630	△ 5,904
	国債	5,292	7,267	△ 1,975
	地方債	1,101	1,176	75
	社債	44,332	48,186	△ 3,853
	その他	24,965	27,365	△ 2,399
	小計	75,999	84,362	△ 8,362
合計		89,296	95,899	△ 6,602

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	330	19	0
債券	7,101	—	2,295
国債	3,140	—	1,296
地方債	857	—	374
社債	3,103	—	624
その他	2,523	29	783
合計	9,956	49	3,079

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、21,004百万円であります。

このうち契約残存期間が1年以内のものが、10,524百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フロ―に影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて、不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当金庫の規程に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債	
貸倒引当金	369百万円	前払年金費用	48
減価償却費	85	繰延税金負債合計	48
その他有価証券評価差額金	1,868		
その他	261	繰延税金資産の純額	2,125百万円
繰延税金資産小計	2,585		
評価性引当額	△411		
繰延税金資産合計	2,173		

II. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

損益計算書

（単位:千円）

	2024年度	2025年度
経常収益	5,488,862	7,522,091
資金運用収益	4,902,268	7,055,629
貸出金利息	2,592,984	2,867,796
預け金利息	123,772	224,003
有価証券利息配当金	2,159,408	3,931,922
その他の受入利息	26,102	31,907
役務取引等収益	293,224	317,481
受入為替手数料	127,641	128,274
その他の役務収益	165,582	189,206
その他業務収益	195,572	78,637
国債等債券売却益	163,413	20,649
その他の業務収益	32,159	57,987
その他経常収益	97,795	70,342
株式等売却益	82,560	29,106
その他の経常収益	15,235	41,236
経常費用	4,789,669	6,839,904
資金調達費用	181,806	582,101
預金利息	179,492	577,788
給付補塡備金繰入額	442	3,152
借用金利息	1,398	699
その他の支払利息	473	461
役務取引等費用	326,869	332,568
支払為替手数料	28,184	27,987
その他の役務費用	298,684	304,581
その他業務費用	1,459,309	3,204,546
外国為替売買損	44,697	9,419
国債等債券売却損	1,133,738	3,078,514
国債等債券償還損	278,687	112,734
その他の業務費用	2,185	3,877
経費	2,549,205	2,599,090
人件費	1,638,747	1,625,333
物件費	809,640	856,371
税金	100,817	117,385
その他経常費用	272,479	121,598
貸倒引当金繰入	226,373	86,629
株式等売却損	30,352	1,010
その他の経常費用	15,752	33,957
経常利益	699,192	682,186
特別損失	729	26,052
固定資産処分損	729	26,052
税引前当期純利益	698,463	656,133
法人税、住民税及び事業税	149,960	273,723
法人税等調整額	34,924	2,721
法人税等合計	184,885	276,445
当期純利益	513,577	379,688
繰越金（当期首残高）	136,880	127,784
当期未処分剰余金	650,457	507,473

損益計算書の注記
1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口あたりの当期純利益422円19銭

剰余金処分計算書

（単位:円）

	2024年度	2025年度
当期未処分剰余金	650,457,929	507,473,335
積立金取崩額	4,506,500	6,617,000
利益準備金限度超過取崩額	4,506,500	6,617,000
剰余金処分額	527,179,717	406,754,728
普通出資に対する配当金（年6%）	27,179,717	26,754,728
特別積立金	500,000,000	380,000,000
繰越金（当期末残高）	127,784,712	107,335,607

関連会社（子法人等）の状況
該当ございません。

監査法人による外部監査について

経営の健全性・透明化を高めるため、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、会計監査人よる外部監査が義務付けられています。
当金庫は2000年4月より、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けております。
本ディスクロージャー誌の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、上記の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に基づき作成しております。

代表者の確認

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026年6月26日
飯塚信用金庫
理事長　久保田 範昭

経費

（単位:千円）

区分	2024年度	2025年度
人件費	1,638,747	1,625,333
報酬給与手当	1,250,032	1,278,293
退職給付費用	151,946	108,489
その他	236,768	238,550
物件費	809,640	856,371
事務費	338,934	353,090
（うち旅費・交通費）	(8,438)	(7,750)
（うち通信費）	(19,948)	(20,821)
（うち事務機械賃借料）	(559)	(491)
（うち事務委託費）	(234,243)	(256,495)
固定資産費	153,332	159,451
（うち土地建物賃貸料）	(28,076)	(28,077)
（うち保全管理費）	(86,116)	(82,854)
事業費	94,479	100,280
（うち広告宣伝費）	(32,043)	(32,271)
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	(43,763)	(48,206)
人事厚生費	17,633	30,928
減価償却費	162,939	170,858
その他	42,321	41,764
税金	100,817	117,385
合計	2,549,205	2,599,090

（注）退職給付費用とは、将来の退職金のうち、当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れる場合等の科目で、当庫が加入している確定給付企業年金、全国信用金庫厚生年金基金への拠出金等があります。

報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法　b. 支払手段　c. 決定時期と支払時期
(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	188

（注）1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」135百万円、「賞与」27百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位:百万円）

区分		開示残高（a）	保全額（b）	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金（d）	保全率（b）/（a）	引当率（d）/（a - c）
破産再生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	2,305	2,305	885	1,419	100.00	100.00
	2025年度	2,010	2,010	786	1,224	100.00	100.00
危険債権	2024年度	3,388	2,987	2,545	442	88.15	52.41
	2025年度	3,069	2,763	2,328	435	90.03	58.73
要管理債権	2024年度	15	15	14	3	100.00	100.00
	2025年度	351	74	31	43	21.30	13.45
三月以上延滞債権	2024年度	15	15	14	3	100.00	100.00
	2025年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	351	74	31	43	21.30	13.45
小計（A）	2024年度	5,708	5,310	3,445	1,865	93.02	82.41
	2025年度	5,432	4,849	3,146	1,702	89.26	74.50
正常債権（B）	2024年度	158,244					
	2025年度	158,809					
総与信残高（A）＋（B）	2024年度	163,953					
	2025年度	164,241					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

II. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

有価証券

1. 売買目的有価証券 ・・・該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

（単位:百万円）

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,548	1,689	141	1,348	1,455	106
	小計	1,548	1,689	141	1,348	1,455	106
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	2,944	2,781	△ 163	3,044	2,769	△ 274
	小計	2,944	2,781	△ 163	3,044	2,769	△ 274
合計		4,493	4,471	△ 21	4,393	4,224	△ 168

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 ・・・該当ございません。

4.その他有価証券

（単位:百万円）

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,354	1,009	344	2,720	1,698	1,021
	債券	1,838	1,822	15	611	596	14
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	604	603	0	—	—	—
	社債	1,233	1,219	14	611	596	14
	その他	9,540	8,964	576	9,965	9,241	724
	小計	12,733	11,796	936	13,297	11,537	1,760
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	370	422	△ 52	307	366	△ 58
	債券	55,854	61,971	△ 6,063	50,726	56,630	△ 5,904
	国債	7,737	10,209	△ 2,472	5,292	7,267	△ 1,975
	地方債	1,407	1,747	△ 340	1,101	1,176	△ 75
	社債	46,709	49,960	△ 3,250	44,332	48,186	△ 3,853
	その他	25,092	27,674	△ 2,581	24,965	27,365	△ 2,399
	小計	81,317	90,015	△ 8,697	75,999	84,362	△ 8,362
合計		94,050	101,811	△ 7,761	89,296	95,899	△ 6,602

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5.市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位:百万円）

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	21	21
信金中金優先出資(*1)	1,435	1,435
組合出資金(*2)	77	52
合計	1,533	1,508

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託・・・該当ございません。
2. 満期保有目的の金銭の信託・・・該当ございません。
3. その他の金銭の信託・・・該当ございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引・・・該当ございません。
2. 通貨関連取引・・・該当ございません。
3. 株式関連取引・・・該当ございません。
4. 債券関連取引・・・該当ございません。
5. 商品関連取引・・・該当ございません。
6. クレジットデリバティブ取引・・・該当ございません。

貸倒引当金内訳

（単位:百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的私用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	121	143		121	143
	2025年度	143	190		143	190
個別貸倒引当金	2024年度	1,805	1,861	147	1,657	1,861
	2025年度	1,861	1,659	241	1,619	1,659
合計	2024年度	1,926	2,005	147	1,778	2,005
	2025年度	2,005	1,849	241	1,763	1,849

貸倒金償却

（単位:百万円）

2024年度	—
2025年度	—

Ⅲ. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

項目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	33,283	33,629
うち、出資金及び資本剰余金の額	453	446
うち、利益剰余金の額	32,857	33,210
うち、外部流出予定額（△）	27	26
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	143	190
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	143	190
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	33,426	33,819
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	—	—
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	33,426	33,819
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	180,506	189,438
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 308	△ 304
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,118	10,809
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	188,624	200,247
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.72	16.88

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

（1）自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	180,506	7,220	189,438	7,577
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	170,017	6,800	174,882	6,995
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	100	4	100	4
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	50	2	31	1
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	36,651	1,466	37,443	1,497
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	—	—
カバード・ボンド向け	0	0	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	56,643	2,265	51,976	2,079
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,334	413	10,407	416
トランザクター向け	419	16	465	18
不動産関連向け	47,379	1,895	53,290	2,131
自己居住用不動産向け	15,024	600	14,751	590
賃貸用不動産向け	30,861	1,234	37,660	1,506
事業用不動産関連向け	871	34	—	—
その他不動産関連向け	622	24	878	35
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	2,012	80	2,172	86
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	384	15	330	13
取立未済手形	22	0	7	0
信用保証協会等による保証付	1,822	72	1,612	64
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	2,521	100	3,860	154
上記以外	12,074	482	13,629	545
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	514	20	511	20
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,025	241	7,360	294
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,534	221	5,757	230
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 短期STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 不良債権証券化適用分	—	—	—	—
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,624	424	14,703	588
ルック・スルー方式	10,624	424	14,703	588
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250％）	—	—	—	—
蓋然性方式（400％）	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 308	△ 12	△ 304	△ 12
⑥ＣＶＡリスク相当額を8％で除して得た額（簡便法）	173	6	157	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	8,118	324	10,809	432
BI	—		—	
BIC	649		864	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	188,624	7,544	200,247	8,009

（注）1．所要自己資本額＝リスク・アセット等×４％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4．当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5．当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しております。
6．単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×４％

III. 自己資本の充実の状況

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分・業種区分・期間区分	信用リスクエクスポージャ期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	231,888	225,811	167,568	167,936	63,740	57,227	579	647	5,771	5,624
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	231,888	225,811	167,568	167,936	63,740	57,227	579	647	5,771	5,624
製造業	22,320	20,983	10,127	9,489	12,192	11,493	—	—	714	1,273
農業、林業	376	432	376	432	—	—	—	—	—	—
漁業	7	6	7	6	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—
建設業	13,343	12,368	12,034	11,169	1,309	1,199	—	—	606	361
電気・ガス・熱供給・水道業	10,337	10,052	4,838	4,553	5,498	5,499	—	—	18	15
情報通信業	3,272	3,012	384	317	2,888	2,695	—	—	153	92
運輸業、郵便業	7,256	6,822	2,062	2,027	5,194	4,794	—	—	556	522
卸売業、小売業	13,242	13,238	10,143	9,739	3,098	3,498	—	—	861	623
金融業、保険業	21,361	21,180	10,183	10,135	10,597	10,397	579	647	—	—
不動産業	48,379	51,603	40,275	44,395	8,104	7,207	—	—	564	513
物品賃貸業	1,310	1,287	412	389	898	898	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,397	1,762	1,297	1,562	100	200	—	—	396	446
宿泊業	2,988	2,851	2,988	2,851	—	—	—	—	5	5
飲食業	3,194	2,883	3,194	2,883	—	—	—	—	498	491
生活関連サービス業、娯楽業	6,101	5,879	5,901	5,779	200	100	—	—	112	134
教育、学習支援業	588	541	588	541	—	—	—	—	1	2
医療、福祉	4,614	4,601	4,614	4,601	—	—	—	—	212	196
その他のサービス	6,665	6,949	6,665	6,949	—	—	—	—	172	153
国・地方公共団体等	22,826	17,309	9,169	8,066	13,657	9,242	—	—	—	—
個人	42,300	42,040	42,300	42,040	—	—	—	—	894	789
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	231,888	225,811	167,568	167,936	63,740	57,227	579	647	5,771	5,624
1年以下	16,314	16,869	13,238	13,919	2,495	2,302	579	647		
1年超3年以下	15,783	16,255	9,639	8,357	6,143	7,897	—	—		
3年超5年以下	18,188	25,162	9,929	14,866	8,259	10,296	—	—		
5年超7年以下	27,002	20,111	18,118	11,524	8,883	8,586	—	—		
7年超10年以下	33,164	29,811	24,369	24,515	8,794	5,296	—	—		
10年超	116,785	112,870	90,223	92,724	26,562	20,146	—	—		
期間の定めのないもの	4,649	4,729	2,048	2,028	2,600	2,700	—	—		
残存期間別合計	231,888	225,811	167,568	167,936	63,740	57,227	579	647		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危機債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については38ページの「貸倒引当金の内訳」を参照下さい。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	185	215	215	271	7	—	177	215	215	271	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	63	234	234	68	13	179	50	55	234	68	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	35	35	35	—	—	35	35	—	35	—	—	—
運輸業、郵便業	193	190	190	184	7	11	185	178	190	184	—	—
卸売業、小売業	290	197	197	126	85	—	205	197	197	126	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	299	293	293	277	0	—	299	293	293	277	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	331	323	323	329	—	—	331	323	323	329	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	83	82	82	99	11	3	71	79	82	99	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3	11	11	15	—	—	3	11	11	15	—	—
教育、学習支援業	1	1	1	—	—	1	1	—	1	—	—	—
医療、福祉	9	25	25	38	—	0	9	25	25	38	—	—
その他のサービス	57	55	55	66	5	1	51	54	55	66	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	249	194	194	184	15	8	233	185	194	184	—	—
合計	1,805	1,861	1,861	1,659	147	241	1,657	1,619	1,861	1,659	0	0

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	2,601	—	2,601	—	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,704	—	11,704	—	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,520	—	11,520	—	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,296	—	1,296	—	100	8%
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	903	—	903	—	50	6%
地方三公社向け	701	—	701	—	20	3%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	71,491	—	71,491	—	36,651	51%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	85,754	15,485	84,632	1,287	56,643	65%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	17,305	30,234	16,415	1,564	10,334	55%
トランザクター向け	—	25,012	—	1,252	419	33%
不動産関連向け	71,732	—	71,348	—	47,379	66%
自己居住用不動産等向け	33,684	—	33,564	—	15,024	45%
賃貸用不動産向け	35,961	—	35,818	—	30,861	86%
事業用不動産関連向け	1,032	—	927	—	871	84%
その他不動産関連向け	1,053	—	1,038	—	622	59%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	1,845	142	1,837	14	2,012	108%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	443	—	443	—	384	87%
取立未済手形	111	—	111	—	22	20%
信用保証協会等による保証付	18,219	18	18,219	1	1,822	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,508	—	2,508	—	2,521	101%
合計					157,942	

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
現金	2,029	—	2,029	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,122	—	9,122	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,243	—	9,243	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,296	—	1,296	—	100	8%
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	297	—	297	—	31	11%
地方三公社向け	700	—	700	—	20	3%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	72,661	—	72,661	—	37,443	52%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	77,801	13,169	76,677	1,131	51,976	66%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	18,645	32,172	17,842	1,655	10,407	51%
トランザクター向け	—	27,015	—	1,379	465	34%
不動産関連向け	79,483	—	79,059	—	53,290	67%
自己居住用不動産等向け	33,776	—	33,633	—	14,751	44%
賃貸用不動産向け	44,151	—	43,961	—	37,660	85%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	1,555	—	1,463	—	878	56%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	1,940	147	1,933	14	2,172	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	393	—	393	—	330	84%
取立未済手形	38	—	38	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	16,120	18	16,120	1	1,612	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,969	—	2,969	—	3,860	130%
合計					189,281	

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

III. 自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）													
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%
	2024年度													
現金	2,601	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,704	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,520	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	896	—	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	394	508	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	601	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	14,205	—	41,051	—	—	—	—	—	—	1,400	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	10,289	—	—	—	—	—	—	—	—	25,165	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,252	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,252	—	—
不動産関連向け	—	—	—	2,026	1,094	4,823	—	801	—	2,839	—	5,188	3,218	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	2,026	1,094	3,443	—	—	—	2,839	—	—	3,218	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,380	—	801	—	—	—	5,188	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	503	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	18,221	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	27,720	18,730	—	26,932	1,094	46,074	—	801	—	2,839	—	6,440	30,287	—

	60.0%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,601
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,704
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,520
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,296
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	903
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	701
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	699	5,295	—	8,839	71,491
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	1,797	—	25,006	—	—	8,293	—	—	—	—	5,311	—	—	9,475	85,340
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	14,900	—	—	—	—	1,827	—	—	—	—	—	—	—	—	17,980
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,252
不動産関連向け	3,357	—	21,286	3,351	—	—	45	—	—	22,752	533	—	—	28	—	—	—	71,348
自己居住用不動産等向け	—	—	20,938	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,564
賃貸用不動産向け	2,319	—	—	3,347	—	—	—	—	—	22,752	—	—	—	28	—	—	—	35,818
事業用不動産関連向け	—	—	348	—	—	—	45	—	—	—	533	—	—	—	—	—	—	927
その他不動産関連向け	1,038	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,038
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	359	—	—	—	—	988	—	—	—	1,851
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	443	—	—	—	—	—	—	—	—	443
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	111
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,221
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,508	—	—	2,508
合計	3,357	—	21,286	20,049	—	25,006	45	—	10,924	22,752	533	—	—	7,028	7,803	—	18,315	298,025

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）													
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%
	2025年度													
現金	2,029	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,243	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	896	—	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	97	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	600	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	13,684	—	43,445	—	—	—	—	—	—	100	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	507	—	—	11,809	—	—	—	—	—	—	—	—	22,888	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	6,739	—	—	—	—	—	—	—	759	1,267	—
トランザクター向け	—	—	—	620	—	—	—	—	—	—	—	759	—	—
不動産関連向け	—	5	—	9,392	1,065	5,298	—	1,201	—	2,296	—	5,256	8,794	—
自己居住用不動産等向け	—	2	—	9,392	1,065	3,155	—	—	—	2,296	—	—	8,794	—
賃貸用不動産向け	—	2	—	—	—	2,142	—	1,201	—	—	—	5,256	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	81	—	—	—	—	—	—	—	—	461	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	42	—	—	—	—	—	—	—	—	57	—
取立未済手形	—	—	—	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	16,121	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	22,499	16,327	—	42,088	1,065	48,944	—	1,201	—	2,296	—	6,015	33,570	—

	60.0%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,029
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,122
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,243
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,296
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	297
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	700
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	699	5,595	—	9,135	72,661
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	1,495	—	20,803	—	—	6,591	—	—	—	—	4,711	100	—	8,377	77,285
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	10,588	—	—	—	—	143	—	—	—	—	—	—	—	—	19,497
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,379
不動産関連向け	5,276	—	8,923	4,687	—	—	—	—	—	26,836	—	—	—	23	—	—	—	79,059
自己居住用不動産等向け	—	—	8,923	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,633
賃貸用不動産向け	3,813	—	—	4,683	—	—	—	—	—	26,836	—	—	—	23	—	—	—	43,961
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	1,463	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,463
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	—	—	—	—	364	—	—	—	—	1,040	—	—	—	1,947
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	292	—	—	—	—	—	—	—	—	393
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,121
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,969	—	—	2,969
合計	5,276	—	8,923	16,770	—	20,803	—	—	7,393	26,836	—	—	—	6,474	8,665	—	17,513	292,665

III. 自己資本の充実の状況

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	133,573	6,868	10%	134,124
40%～70%	58,146	19,373	10%	58,742
75%	15,651	4,471	11%	15,046
80%	—	—	—	—
85%	24,956	2,244	16%	24,419
90%～100%	9,360	3,420	11%	9,328
105%～130%	23,366	—	—	23,282
150%	6,968	26	10%	6,962
250%	7,803	—	—	7,803
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	18,315	9,475	—	18,894
合計	298,141	45,880	11%	298,605

（単位：百万円）

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	131,078	6,941	10%	131,617
40%～70%	55,496	20,921	10%	56,082
75%	17,423	4,340	11%	16,770
80%	—	—	—	—
85%	22,068	2,848	11%	21,311
90%～100%	7,155	2,046	15%	7,393
105%～130%	26,865	—	—	26,836
150%	6,479	31	10%	6,474
250%	8,665	—	—	8,665
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	17,513	8,377	—	18,036
合計	292,745	45,507	10%	293,188

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです

（3）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,218	656	40,664	39,918	—	—

（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは除かれるため該当数字はありません。

（5）証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っていません。

（6）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,343	2,343	3,583	3,583
非上場株式等で時価のあるもの	—	—	—	—
非上場株式等で時価のないもの	1,461	—	1,461	—
合計	3,805	2,343	5,044	3,583

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
売却益	82	29
売却損	30	1
償却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	319	954

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

（7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10,624	14,703
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

（8）金利リスク関する事項

（単位：百万円）

IRRBB：金利リスク

項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,701	9,132	—	—
2	下方パラレルシフト	5	—	266	—
3	スティープ化	6,071	8,298		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,701	9,132	266	—
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	33,819		33,426	

III. 自己資本の充実の状況

3. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目に算入された額は446百万円です。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図れていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。尚、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良保証、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの期間を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルIIIにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」や「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ福岡県信用保証協会、金融エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により、信用度を判定するしんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資業務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。尚、信用リスク削減手法の運用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されたエクスポージャーは除かれるため該当数字はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、証券化取引を行っていません。

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に派生商品取引が対象となります。

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理態勢の概要

CVAリスクは、主に派生商品取引の相手方の信用力や市場要因等によって影響を受けます。

当金庫は、半期毎に自己資本比率の算出において、CVAリスク相当額を算出するとともに、前半期の算出値と比較し、その変化を確認しております。

なお、CVAリスクのヘッジは行っておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適正であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、標準的計測手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称等

当金庫では標準的手法を採用しております。

① BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC(金融商品要素)を合計して算出しています。

② ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)の値に「1」を用いる方法を採用しております。

③ オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ございません。

④ オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ございません。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び30%以上下落した場合は資金担当役員が、常務会に報告しております。一方、非上場株式、政策投資株式、その他の出資金については、常務会など、経営陣の決定に基づき適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行い、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

III. 自己資本の充実の状況

10. 銀行勘定における金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く）に関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクや金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度等の計測を行い、必要に応じて理事会等へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ. 金利リスクの算定方法の概要

開示公示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示公示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項。

①	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③	流動性預金への満期の割当手方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
④	固定金利算出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	
⑤	複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
⑥	スプレッドに関する前提	リスクフリー・レートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
⑦	内部モデルの仕様など、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
⑧	前事業年度末の開示からの変動に関する説明	金利リスクの算定に係る前提に変動はありません。
⑨	計画値の解釈や重要性に関するその他の説明	当期の重要性テスト（金利リスク（ΔEVE）／自己資本の額）の結果は、基準値である自己資本に与える影響について、定期的に検証及び管理を実施しております。

当金庫のあゆみ

大正	11年	12月	有限責任信用組合飯塚庶民金庫設立
	15年	4月	菰田支店開設
昭和	6年	1月	鯰田支店開設
	26年	10月	信用金庫法施行により「飯塚信用金庫」に改組
	27年	6月	新飯塚支店開設
	36年	5月	本店新築
	39年	7月	幸袋出張所開設
	42年	4月	幸袋出張所、支店に昇格
	46年	4月	宮田信用金庫（3店舗）と合併し8店舗となる
	46年	9月	二瀬支店開設
	49年	5月	福岡支店開設
	51年	6月	長井鶴出張所閉鎖
	51年	9月	諸岡支店開設
	56年	4月	粕屋支店開設
	57年	7月	潤野支店開設
	58年	11月	筑穂桂川支店開設
	60年	7月	山内出張所開設
	60年	7月	穂波支店開設
	60年	9月	稲築支店開設
	63年	11月	庄内支店開設
平成	2年	5月	営業地区を拡張「北九州市」
	4年	7月	鯰田支店移転新築開店
	4年	12月	創立70周年を期にCIを導入
	5年	11月	枝国支店開設
	6年	2月	本店別館開設、事務部・営業推進部・融資部移転
	6年	9月	営業地区を拡張「小郡市、甘木市、朝倉郡」
	8年	9月	菰田支店新築開店
	10年	11月	相田支店開設
	10年	12月	「投信窓販業務」取扱い開始
	13年	1月	全店自営ネットワーク構築
	13年	3月	スポーツ振興くじ払戻し業務取扱い開始
平成	13年	10月	本店営業部改装開店
	14年	4月	宮田支店移転新築開店
	14年	10月	新飯塚支店移転改装開店
	16年	1月	法人インターネットバンキング取扱い開始
	16年	1月	マルチペイメントネットワーク（ペイジー）取扱い開始
	17年	11月	投信窓販業務・全店取扱い開始
	19年	9月	印鑑照合システム導入
	21年	6月	預金残高2,000億円達成
	22年	6月	クローバーしんきんグループ発足
	22年	7月	ICキャッシュカードの取扱い開始
	24年	7月	営業地区を拡張「福岡県一円」
	25年	2月	しんきん電子記録債権サービス取扱い開始
	26年	1月	NISA（少額投資非課税制度）取扱い開始
	27年	10月	ATM手数料無料化
	28年	12月	セブン銀行とのATM取扱い提携を開始
	30年	2月	私募債の取扱い開始
令和	1年	8月	出資証券のペーパーレス化を開始
	2年	10月	「後見支援預金」の取扱い開始
	2年	11月	福岡地行支店開設
	3年	1月	昼休み休業導入（鯰田支店・菅牟田支店・枝国支店）
	3年	4月	山内出張所を新飯塚支店内に移転し店舗内店舗として営業
	3年	4月	ローソン銀行とのATM取扱い提携を開始
	3年	7月	昼休み休業導入（菰田支店、二瀬支店、潤野支店、稲築支店、庄内支店）
	4年	9月	諸岡支店新築移転
	4年	10月	預金残高3,000億円達成
	4年	12月	創立100周年記念日
	5年	3月	二瀬支店を相田支店内に移転し、店舗内店舗として営業
	6年	12月	昼休み休業導入（福岡地行支店）
	6年	12月	外貨両替業務取扱い終了
	7年	2月	Bank Pay、ことら送金取扱い開始
	8年	6月	福岡支店を仮店舗へ移転

支店・店外ATMのご案内

2026年7月1日現在

■店舗一覧

	店舗名	店番	住所	電話番号	窓口営業時間		備考
飯塚エリア	本店営業部	001	〒820-8602 飯塚市本町11-42	TEL 0948-22-3300 FAX 0948-25-5293	平日9：00～15：00		貸金庫設置店
	菰田支店	002	〒820-0017 飯塚市菰田西2-2-16	TEL 0948-22-0109 FAX 0948-22-1289	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	貸金庫設置店 昼休み休業店
	新飯塚支店	003	〒820-0005 飯塚市新飯塚9-21	TEL 0948-22-0512 FAX 0948-24-5062	平日9：00～15：00		貸金庫設置店
	山内出張所 （店舗内店舗）	030					
	鯰田支店	004	〒820-0001 飯塚市鯰田568-1	TEL 0948-22-0867 FAX 0948-22-1479	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	貸金庫設置店 昼休み休業店
	幸袋支店	005	〒820-0066 飯塚市幸袋86	TEL 0948-22-7400 FAX 0948-22-1484	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	貸金庫設置店 昼休み休業店
	二瀬支店 （店舗内店舗）	006	〒820-0052 飯塚市相田101-7	TEL 0948-26-5010 FAX 0948-28-7476	平日9：00～15：00		
	相田支店	019					
	潤野支店	013	〒820-0021 飯塚市潤野36-1	TEL 0948-24-2122 FAX 0948-24-0709	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	昼休み休業店
	筑穂桂川支店	014	〒820-0702 飯塚市平塚77-3	TEL 0948-72-4040 FAX 0948-72-0746	平日9：00～15：00		貸金庫設置店
	穂波支店	015	〒820-0072 飯塚市南尾402-5	TEL 0948-25-1919 FAX 0948-25-6936	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	昼休み休業店
	稲築支店	016	〒820-0202 嘉麻市山野1713-6	TEL 0948-43-1100 FAX 0948-42-6591	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	昼休み休業店
	庄内支店	017	〒820-0111 飯塚市有安685	TEL 0948-82-3751 FAX 0948-82-3871	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	昼休み休業店
	枝国支店	018	〒820-0081 飯塚市枝国494-5	TEL 0948-29-0003 FAX 0948-29-5884	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	貸金庫設置店 昼休み休業店
福岡エリア	福岡支店	010	〒810-0005 福岡市中央区清川3-15-16	TEL 092-531-4638 FAX 092-522-4830	平日9：00～15：00		
	諸岡支店	011	〒812-0882 福岡市博多区麦野1-1-2	TEL 092-582-1212 FAX 092-573-0298	平日9：00～15：00		
	粕屋支店	012	〒811-2317 糟屋郡粕屋町長者原東3-7-1	TEL 092-938-2100 FAX 092-938-2189	平日9：00～15：00		
	福岡地行支店	020	〒810-0064 福岡市中央区地行4-13-7	TEL 092-722-5588 FAX 092-722-5600	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	貸金庫設置店 昼休み休業店
宮若エリア	宮田支店	007	〒823-0011 宮若市宮田53-7	TEL 0949-32-0370 FAX 0949-32-0062	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	昼休み休業店
	菅牟田支店	008	〒823-0004 宮若市磯光1242-1	TEL 0949-32-1133 FAX 0949-32-9386	平日	9：00～11：30 12：30～15：00	昼休み休業店

※店舗ATMのご利用時間＜平日・土・日・祝日8：45～20：00＞（福岡支店は平日9：00～15：00、潤野支店は平日8：45～17：40）
※ATMは昼休み休業時間中もご利用できます。

■店舗外ATM一覧

店舗外ATM	住所	営業時間	
あいタウン出張所	飯塚市吉原町6-1	平日・土・日・祝日	8：45～19：00
ゆめタウン飯塚出張所	飯塚市菰田西3-6-1	平日・土・日・祝日	9：00～21：00
飯塚市役所出張所	飯塚市新立岩5-5	平日	8：00～18：00
飯塚病院出張所	飯塚市芳雄町3-83	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
JR新飯塚駅出張所	飯塚市立岩931-1	平日・土・日・祝日	8：00～21：00
山内出張所（店舗外ATM）	飯塚市下三緒38-30	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
ハローデイ九工大前店出張所	飯塚市川津680-5	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
花瀬出張所	飯塚市花瀬172-1	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
あそう潤野店出張所	飯塚市潤野54	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
椿出張所	飯塚市椿195	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
イオン穂波店出張所	飯塚市枝国666-48	平日・土・日・祝日	8：00～21：00
岩崎出張所	嘉麻市岩崎1485-2	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
鴨生出張所	嘉麻市鴨生468-1	平日・土・日・祝日	8：45～20：00
碓井町出張所	嘉麻市飯田1004-1	平日・土・日・祝日	8：45～20：00

※ATM機能（現金振込・カード振込・通帳繰越・暗証番号変更・限度額変更）

●ATMご利用限度額

一日の払出金額の上限は50万円になっております。

●ATMお振込限度額

現金振込は、一回に10万円までとなっております。
カード振込の場合は、一日の振込限度額は200万円までとなっております。

事故・緊急時専用ダイヤル

カード・通帳等の盗難、紛失の際には下記電話番号にお問い合わせください。
24時間対応しております。

フリーダイヤル
0120-062-114

